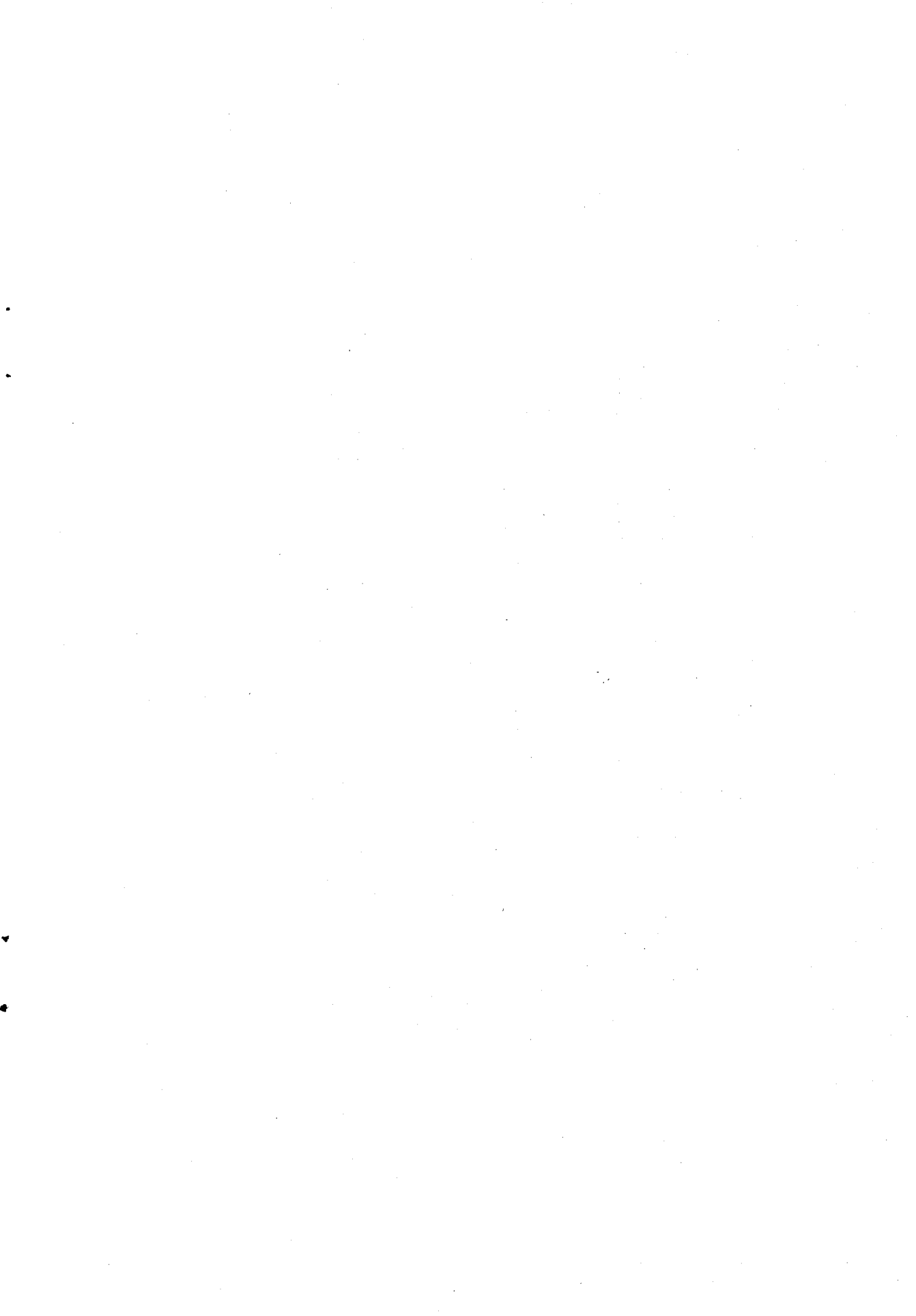
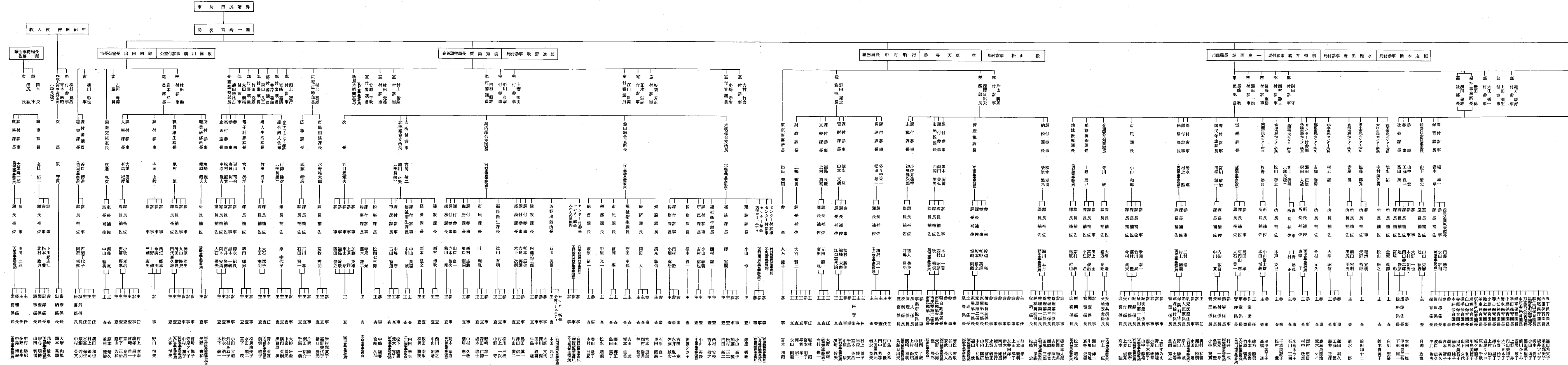


# 総務

1	行政機構 (人事配置)	23
2	歴代市長	31
3	職員数	31
4	給与	31
5	基本構想	35
6	都市圏行政	44
7	広報・広聴	45
8	市民相談	49
9	総合行政情報 システム	53
10	国際交流	55
11	女性行政	58
12	消費者行政	61
13	職員研修	62
14	選挙	66
15	名誉市民	70
16	財政	72
17	市税	77
18	開発公社	81
19	土地開発基金	82
20	市庁舎概要	82
21	総合支所	84



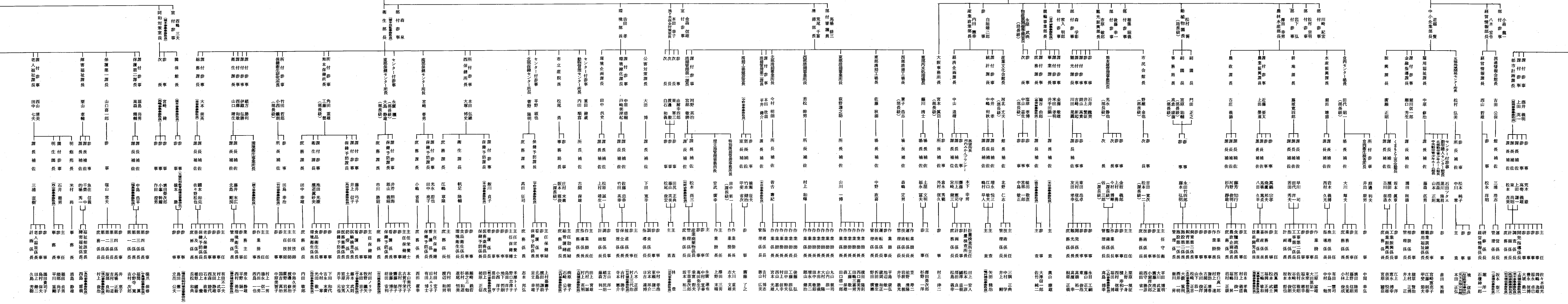
1 行政機構 (人事配置) 圖 (平3.8.6 現在)

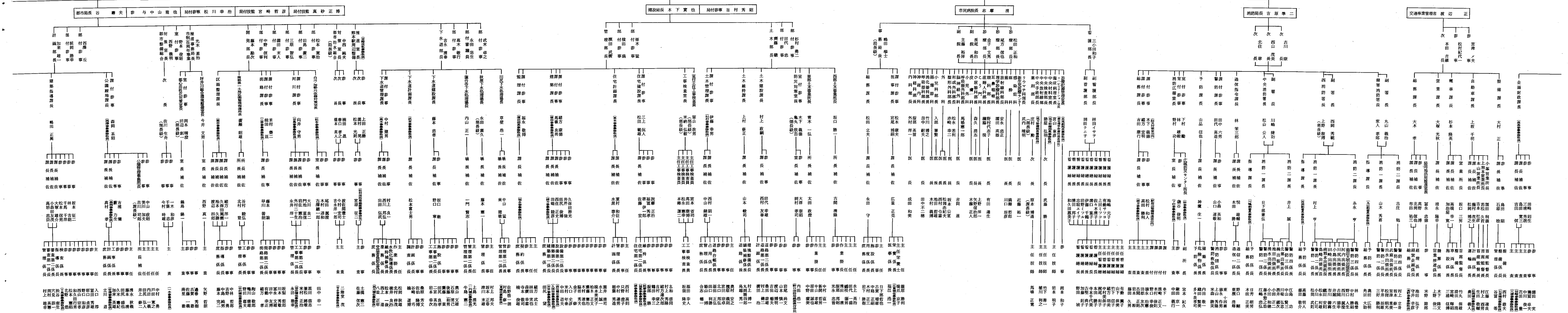


保健衛生局長 後藤 勝介 局付技監 田尻 實 局付技監 橋本 和男 局付参事 中野 收

産業局長 菅 啓一郎 局付参事 吉井 謙

中小企業局長 木村 和臣 局付参事 高野 英 局付参事 藤 龍一







2 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	11	平野 龍起	昭17. 6. 25	昭20. 8. 10
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20. 10. 4	" 21. 3. 11
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3. 20	" 31. 2. 23
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 16	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 4. 7. 4	21~24	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 61. 12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 17	25	田尻 靖幹	" 61. 12. 7	平 2. 12. 6
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13	26	田尻 靖幹	平 2. 12. 7	在任中

総務

3 職員数

(平3. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数
市長事務部局	3,966	3,950
議会事務局	28	26
選挙管理委員会事務局	22	14
監査事務局	14	14
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	998	960
公平委員会事務局	5	市長事務部局兼務
消 防 局	571	567
農 業 委 員 会 事 務 局	27	24
交 通 局	499	494
水 道 局	407	396
計	6,537	6,445

H13.4  
6457

4 給 与

(1) 局別職員給料

(平3. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市長事務部局	583,400円	124,800円	281,591円	39歳6月	16年2月
議会事務局	494,200	147,800	295,346	39・10	16・0
選挙管理委員会事務局	470,000	138,300	290,180	39・8	17・5
監査事務局	494,200	207,300	331,993	43・2	20・4
教育委員会事務局	510,300	124,800	318,446	44・2	17・6
消 防 局	480,600	124,800	284,635	38・2	17・0
農 業 委 員 会 事 務 局	513,000	138,300	330,844	44・6	22・6
交 通 局	470,000	124,800	289,847	45・2	19・3
水 道 局	519,000	124,800	281,387	38・7	16・9
全 体	583,400	124,800	288,776	40・7	16・9

## (2) 初任給基準

(平3.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給			
					級	号給	金 額	
一 般 職 員 給 料 表	一 般 職	正試 規 の 験	上 級		2	4	147,800円	
			中 級		1	7	133,600	
			初 級		1	5	124,800	
		そ の 他	大 学 卒	2	4	147,800		
			短 大 卒	1	7	133,600		
	高 校 卒		1	5	124,800			
	中 学 卒		1	3	116,700			
	保 母			短 大 卒	1	7	133,600	
	業 務 職			高 校 卒	1	5	124,800	
				中 学 卒	1	3	116,700	
	医 療 技 術 職	薬 剤 師			大 学 卒	2	4	147,800
		栄 養 士			大 学 卒	2	4	147,800
		診 療 放 射 線 技 師			短 大 3 卒	1	9	143,000
		臨 床 検 査 技 師			短 大 3 卒	1	9	143,000
		理 学 療 法 士			短 大 3 卒	1	9	143,000
		歯 科 衛 生 士			短 大 2 卒	1	8	138,300
		獣 医 師			修 士 課 程 修 了	2	6	157,800
	看 護 保 健 職	保 健 婦			大 学 卒	2	4	147,800
		助 産 婦			短 大 3 卒	1	9	143,000
		看 護 婦			短 大 2 卒	1	8	138,300
消 防 員 給 料 表	消 防 職	消 防 士	正試 規 の 験	上 級	大 学 卒	1	9	157,700
			初 級	高 校 卒	1	4	133,600	
医 療 給 料 表	医 療 職	医 師 ・ 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	1	8	266,300
					医 大 卒	1	2	200,800
教 育 給 料 表(1)	教 育 職	高 校 教 員			大 学 卒	2	2	160,400
					短 大 卒	1	4	135,600
教 職 給 料 表(2)	教 育 職	幼 稚 園 教 員 ・ 各 種 学 校 教 員			大 学 卒	2	5	159,200
					短 大 卒	2	2	136,000

## (3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	1,030,000円	平2. 4. 1	995,000円	平元. 4. 1
助 役	803,000	"	775,000	"
収 入 役	721,000	"	696,000	"
常勤監査委員	599,000	"	578,000	"
企業管理者	611,000	"	590,000	"
教 育 長	513,000	平2. 7. 1 (一般職職員9級適用)		



区 分		現 行 報 酬 額	施 行 年 月 日	改 正 前 報 酬 額	施 行 年 月 日
教育委員会	委 員 長	月 額 114,000円	平 3 . 4 . 1	110,000円	平 2 . 4 . 1
	委 員	月 額 64,000	"	62,000	"
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 109,000	"	106,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 59,000	平 2 . 4 . 1	56,000	平 元 . 4 . 1
公平委員会	委 員 長	月 額 70,000	平 3 . 4 . 1	67,000	平 2 . 4 . 1
	委 員	月 額 47,000	"	45,000	"
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 70,000	"	67,000	"
	委 員	月 額 47,000	"	45,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 7,000	昭 61 . 4 . 1	5,000	昭 54 . 4 . 1
投 票 管 理 者 及 び 開 票 管 理 者		1回につき9,000	平 元 . 4 . 1	8,000	昭 61 . 4 . 1
選 挙 長		1回につき9,000	"	8,000	"
投 票 立 会 人 、 開 票 立 会 人 及 び 選 挙 立 会 人		1回につき8,000	"	7,000	"
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 7,000	昭 61 . 4 . 1	5,000	昭 54 . 4 . 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 70,000	平 3 . 4 . 1	67,000	平 2 . 4 . 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 47,000	"	45,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 44,000	"	42,000	"
婦 人 相 談 員		月 額 94,000	平 2 . 4 . 1	91,200	平 元 . 4 . 1
家 庭 相 談 員		月 額 94,000	"	91,200	"
社 会 教 育 指 導 員		月 額 94,000	平 3 . 4 . 1	91,200	平 2 . 4 . 1
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		予算の範囲内において市長が定める額	昭 63 . 4 . 1	日額7,000円以内において市長が定める額ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合には予算の範囲内において市長が定める額	昭 61 . 4 . 1

総務

## (4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

(平 2 . 4 . 1 施行)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜に つき)
号 1	市長・助役・ 収入 役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃、	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ っては中級の運賃、	円 3,600	円 17,800	円 3,600
2	企業管理者・常 勤の監査委員・ 8級及び9級の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつてはそ の乗車に要する運賃 及び特別車両料金を	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃。 ただし、鉄道連絡	3,000	14,800	3,000
3	3級から7級ま での職務にある 者	徴する客車を運行す るものによる旅行を する場合には特別車 両料金	船にあつては鉄道運 賃に同じ。	2,600	13,100	2,600
4	1級及び2級の 職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかにも普通急行料金又は準急行料金を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかにも特別急行料金を支給する。
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかにも現に支払った寝台料金を支給する。
- 4 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

## 5 基本構想

### (1) 基本的考え方

#### ア 基本構想の意義

この基本構想は、市民と行政が一体となった今後の都市づくりの目標として、将来の熊本市像を描き、これを実現するための基本方策を明らかにするものである。

これに基づいて別に定める基本計画、実施計画とあわせて、総合的・計画的な市政運営の指針とする。

#### イ 基本構想の期間と将来人口

この基本構想は、おおむね21世紀初頭を目途とする。

また、平成12年（西暦2000年）における熊本市の人口は70万人程度、近隣の市町村を含めた広域都市圏の人口は100万人程度になるものと想定する。

#### ウ 21世紀へ向けた都市づくり

##### ① 基本姿勢

都市の主役は市民である。広範な市民の参加のもとで、市民の創意とエネルギーを結集した都市づくりをすすめる。

また、都市経営の視点に立って、行財政の効率の運営はもとより、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら一体となって、熊本らしい特色ある都市づくりをすすめる。

##### ② 基本的方向

熊本市は、大阿蘇に連なり有明海に望む大地のうえに、豊富な地下水と温暖な気候に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統ある文化・風土を育んできた。

古くは、熊本城を中心とした日本有数の城下町として栄え、近年においても、政治・経済・教育・文化など、多方面にわたる九州の中心として着実に成長してきた。

そして、市制100周年という大きな節目を経て、新たな一歩を踏み出したところである。

一方、本市を取り巻く状況は、国際化、情報化、そして高齢化など我が国全体が急速な社会変化の中にある、さらには地球規模での環境問題が顕在化し、また市民の価値観や生活意識も大きくかわりつつある。

また、東京など大都市への集中が進み、地方の活力の低下が懸念され、都市間競争も激化している。

こうした中で、飽託郡四町との合併は、本市が、21世紀に向けさらに高次の都市機能を備えた都市として大きく飛躍・発展する契機である。

本市は、固有の優れた資産を最大限に生かし、社会の変化に的確に対応しながら、安全で快適な環境のもと、市民一人ひとりが人間本来の豊かさを実感でき、都市としての魅力と活力あふれる「ヒューマンシティ・くまもと」を建設し、これを後世へと引き継いでいく。

### (2) 将来像

#### ア 都市像

「ヒューマンシティ・くまもと」を実現するため、次の都市像を設定する。

「水と緑の人間環境都市」

本市は、清れつな地下水や豊かな緑など恵まれた自然環境とそこに息づく生態系循環を大切にし、人と自

然が共生する都市をつくる。また、市民が安全で快適に過ごせる生活環境を確保し、ゆとりや潤いのある良好な環境の都市を目指す。

#### 「いきいきとした市民福祉都市」

本市は、すべての市民が、お互いの温かいおもいやりの中で、健康で生きがいに満ちた暮らしを営む社会を築く。また、市民一人ひとりが自立し、各人の能力が自由に発揮され、個性と創造性あふれる多彩な人材が育つ都市を目指す。

#### 「活力あふれる交流拠点都市」

本市は、優れた個性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、世界に開かれた人・物・情報の活発な交流拠点を形成する。また、未来を開く新しい技術や情報を活用し、多様な産業活動が活発に生まれ、国際社会の平和と繁栄にも貢献する都市を目指す。

#### 「風格ある文化創造都市」

本市は、先人が築いた優れた特色ある伝統・風土を市民の誇りとして大切に守り育み、風格ある歴史性豊かな都市を形成する。また、市民の豊かな創造力から多様で幅広い都市文化が生まれ、その新しい文化と伝統が調和した都市を目指す。

### イ 都市空間の将来構図

4つの都市像に表された市民生活や都市活動の舞台となる都市空間の将来構図を次のように描く。

#### ① 都市圏の広域的形成

経済活動や日常生活において本市とつながりの深い近隣の市町村とは、緊密な連携をとりながら、交通網の整備や都市機能の適正配置をすすめ、全体として百万人規模の活力を備えた広域都市圏を形成する。

#### ② 市街地を包むグリーンベルト

市街地を包む北部、西部地域の金峰山系の森林・樹園地、東部地域の託麻三山など丘陵や畑地、南部地域などの水田、さらに大きく延びた海岸などは、本市全体の生態的バランスを調整するグリーンベルトとして位置づけ、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図りながら、自然とのふれあいを楽しめる地域としても活用する。また、都市施設の整備においても自然環境との調和に配慮する。

#### ③ 多核的な市街地構造

都市の活力をさらに高めるため、過度の集中による弊害が生じやすい一点集中型から多核的な市街地構造に転換していく。

広域都市圏の発展をけん引する核として、本市中心部に中核的機能の高度化を図る一方、熊本駅周辺、南熊本、健軍、水前寺、子飼、上熊本地域などに、商業・文化・行政などの機能集積を促進し、その拠点性を高める。

また、市域の広がりを生かし、熊本港とその背後地一帯に新たな機能集積拠点を形成する。

#### ④ 良好な居住空間

都心部などの市街地では、周辺環境との調和に配慮しながら土地の有効利用を図り、利便性の高い都市型の居住空間を形成する。

周辺市街地では、既存の商店街を、買物はもとより日常的な余暇活動・文化活動の拠点として、その機能を拡充するとともに、これらを中心に公園・生活道路などを整備し、まとまりのある良好な居住空間を

形成する。

郊外のグリーンベルト地域では、日常的な公共サービスや文化活動の場を確保し、豊かな自然の中でのゆとりある居住空間を形成する。

⑤ 水と緑の生活空間

熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺・江津湖、白川、加勢川、坪井川などの親水空間、さらには市街地に多数点在する中小の緑地、河川、湖沼を都市づくりに生かし、良好な都市景観の維持・形成に配慮しながら、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間を創出する。

⑥ 放射状・環状の交通ネットワーク

市街地を東西・南北に貫く軌道・鉄道を中心とした交通軸と、放射状や内・外二重の環状を骨格とした道路網、さらには周辺市街地や近隣市町村と結ぶ幹線道路を整備し、地上・地下空間も活用しながら、都心部へのアクセスと環状方向の移動が円滑な交通ネットワークを形成する。

(3) 施策の大綱

ア 水と緑の人間環境都市を目指して

① 水と緑の保全と創造

(ア) 良好な環境の維持・形成

市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる環境の維持・形成のため、経済の発展と環境との調和を図りながら、環境行政を総合的・計画的に推進する。

環境に対する市民意識の高揚を図り、開発などにおける環境への事前配慮や環境ボランティア活動の展開など、市民・事業者・行政一体となった積極的な取り組みをすすめる。

(イ) 地下水の保全

市民が誇りとする、かけがえない資源である地下水を、量・質両面にわたって保全する。

このため、市民意識の啓発はもとより、水利用の合理化、地下水のかん養、代替水源の確保など量的保全対策や、水質監視体制の充実、事業所への指導強化など質的保全対策を推進する。また、地下水保全に不可欠な広域的協力体制を確立し、一体的な取り組みをすすめる。

さらに、河川・湖沼などの水質と水辺の貴重な自然環境の保全、整備に努める。

(ウ) 森の都の継承

「森の都」とうたわれる本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活における良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。

この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承するため、拠点緑地や身近な緑の保全・整備をすすめるとともに、地域特性を生かした町並みの緑化を推進する。

(エ) 環境に配慮したライフスタイルの形成

市民・事業者・行政の自覚と責務のもと、環境を保全し、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の再生利用、減量化などをすすめるとともに、身近な暮らしの中で環境に配慮したライフスタイルの形成を促す。

また、収集システムの近代化、処理施設の計画的整備や指導・監督の強化などにより、廃棄物の適正処理を図る。

総務

さらに、公害対策の一層の充実はもとより、環境汚染の防止や環境衛生の向上に努めるとともに、試験・研究体制を拡充する。

## ② 安全で快適な都市基盤の整備

### (ア) 災害に強い安全な都市の形成

水害、火災、震災などの災害から市民の生命、財産を守るため、防災思想の普及を図るとともに、総合的な治水対策の推進、オープンスペースの確保など、安全な都市づくりをすすめる。また、情報収集・広報伝達網の整備、予防・応急体制の充実、消防力の強化など、防災体制の整備を図る。

さらに、交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道や自転車道など、交通安全施設を総合的に整備する。

### (イ) 快適な住環境の整備

快適な住環境を創出するため、高齢化やライフスタイルの変化に対応した多様で良質な住宅ストックの形成、市民の憩いとふれあいの場となる公園・緑地の整備、安全で潤いのある生活道路の整備などを推進する。

また、上水道では、おいしい水を安定供給するため、有効利用はもとより、需要に応じた水資源の確保と水質の保全に努める。

さらに、生活環境の改善と河川・湖沼などの水質保全のため、公共下水道を拡充する一方、地域の実情に応じて、各種生活排水処理施設を整備する。

### (ウ) 秩序ある市街地の形成

均衡のとれた秩序ある市街地を形成するため、適正かつ合理的な土地利用を図りながら、土地区画整理や既存市街地における再開発をすすめるとともに、開発指導や建築指導の徹底を図る。

また、それぞれの地域に適応した良好な住環境を創出するため、地区計画制度や建築協定など住民参加のまちづくりを促進する。

### (エ) 総合交通体系の整備

都市交通の円滑化と利便性向上のため、骨格となる放射状・環状の道路網の整備を図り、公共交通機関については、施設の改善や路線網の拡充などをすすめ、その積極的利用を促進する。また、都心部やその周辺に、駐車・駐輪場の整備・確保をすすめる。

さらに、交通渋滞解消のため、可能なところから交差点の立体化などをすすめるとともに、長期的視点から、地上・地下空間を活用した道路の建設、鉄道の高架化、新交通システムの導入などを検討する。

都市間交通については、新幹線鉄道、熊本港、熊本空港などの整備拡充を促進し、陸・海・空にわたる多様な広域交通手段を確保する。

## イ いきいきとした市民福祉都市を目指して

### ① 豊かで明るい長寿社会の創造

#### (ア) ふれあいのあるコミュニティづくり

日常生活の場である身近な地域社会が、温かい人間的ふれあいのもと、いきいきとした市民活動の舞台となるよう、地域における多様な活動や交流の場を拡充し、住民の自主的な活動の活発化を促す。また、地域への愛着と誇りを高めるため、それぞれの地域の特性を大切にしたコミュニティづくりに努め、

る。

さらに、地域住民と行政の連携のもと防犯に努め、安全なまちづくりをすすめる。

(イ) 高福祉社会の形成

すべての市民が、生涯を通して、安心して生きがい満ちた生活をおくれる高福祉社会の形成を図る。

このため、公的福祉の一層の充実はもとより、社会的な援護を必要とする人々が、住み慣れたところで安心して暮らせるよう、家庭・地域ボランティア・民間福祉施設と行政が一体となった地域福祉ネットワークの確立を図る。

また、福祉ニーズの高度化・多様化に対応した新たな福祉サービスの展開を図るとともに、高齢者や障害者などが、その能力を社会に生かせるシステムづくりに努める。

(ウ) 生涯にわたる健康づくり

健康はすべての社会活力の源である。生涯にわたって心身ともに健康な生活をおくれるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

このため、市民の自主的な健康づくりを支援する研修・相談はもとより、健康情報システムの充実を図るとともに、予防から治療・リハビリテーション・社会復帰にいたる保健医療体制の確立に努める。

また、身近なところで気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、地域施設や拠点的施設の整備を図るとともにその活動の活発化を促す。

(エ) 暮らしの安定と消費生活の向上

勤労者が豊かで安定した生活を営めるよう、雇用の安定と就業機会の拡大はもとより、労働環境の整備や福利厚生充実の充実を図るとともに、社会のニーズに対応した勤労者の資質向上を図る。

また、ますます複雑化・多様化する消費環境の中で、消費生活の安定・向上を図るため、消費者の安全と利益を守り、消費者主権の確立を促す。

② 21世紀を担う人づくり

(ア) 人権尊重社会の確立

あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりが人間として等しく尊重されるよう、人権教育、啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図る。

また、高齢者・障害者をはじめ、だれもがのびのびと社会参加できる人権尊重の環境づくりをすすめる。

(イ) 男女共同参加社会の実現

男女が平等な立場であらゆる分野に参加・参画し、共に協力して支え合う男女共同参加社会の実現を目指す。

このため、男女平等意識の確立に努めるとともに、介護・育児支援制度の充実や相談機能の強化など、女性の自立と参加のための社会的条件を整備する。

(ウ) 健全な青少年の育成

明日を担う青少年が、人権を尊重され、心身ともに健全に育つよう、幼児教育の充実を図るとともに、小・中学校においては、個性を尊重した教育内容の充実や、ゆとりある教育環境の整備をすすめる。また、高校・大学などにおいては、時代の要請に応じて、多様な教育を行うための条件整備を促進する。

さらに、家庭教育の充実のもと、学校・地域との緊密な連携のもと、青少年の健全育成のための環境づくりに努める。

また、青少年が集い・学び・遊べる施設を整備するとともに、自主活動や交流を活発化する。

#### (=) 生涯学習の推進

市民の学習ニーズが高まるなか、だれもが、いつでも、どこでも、必要とするものを自分に合った方法で学べる生涯学習体系の確立を図る。

このため、公立学習施設の整備充実、学校・民間施設の活用、学習メニューの充実と体系化、情報ネットワークの形成などをすすめ、魅力ある多様な学習の場と機会を確保する。

また、指導者の養成・確保や相談機能を充実するとともに、自主活動などを通じ、市民の相互交流を促進する。

#### (≠) 創造性豊かな人づくり

都市づくりの基本は人づくりであるとの観点から、21世紀の社会の各分野において指導的役割を果たす、個性と創造性豊かな人材を育てるため、市制100周年記念人づくり基金などを活用するとともに、研修・研究など、人材育成のための機能を有する施設の拡充や、優れた人材の招へい、交流の活発化を図る。

### ウ 活力あふれる交流拠点都市を目指して

#### ① 開かれた交流拠点の形成

##### (ア) 中枢機能の強化

本市を県ひいては九州の発展に寄与する、人・物・情報の交流拠点として整備・強化する。

このため、特に本市中心部において、都市再開発をはじめ、交通渋滞の解消など交通アクセスの改善、良好な都市環境の形成など、再整備をすすめ、金融、情報サービスなどの業務中枢機能、魅力ある商業生活文化機能など、中枢機能の強化を図る。

##### (イ) 国際交流・地域間交流の推進

国の内外にわたる人々の活発な交流は、新しい情報や文化をもたらし、都市の活力を高める原動力ともなる。

このため、経済・教育・文化・スポーツなどの各分野において、国内はもとより、諸外国との広範な交流を推進するとともに、市民の自主的な交流を促進する。

また、留学生の受け入れや施設の整備など、国際交流の拠点となる機能を高め、多様で幅広い国際交流を通じて、国際社会の平和と繁栄に貢献する。

##### (ウ) 観光・コンベンション都市の形成

国内はもとより、世界の人々が観光や会議に訪れる国際コンベンションシティの形成を目指す。

このため、会議・宿泊施設の拡充や関連産業の充実などコンベンションの推進体制を強化し、多様な分野の大会・会議などの誘致・開催に努める。

また、本市固有の自然・歴史・文化などを生かした観光資源の整備・開発、新たな観光ネットワークの形成、受け入れ体制の充実などに努め、滞留性の向上と観光都市としての魅力の向上を図る。

##### (エ) 情報拠点都市の形成



市民だれもが質の高い情報を手軽に享受し、また自ら発信できるよう、情報化のもたらす成果を生かした都市づくりを積極的に展開する。

このため、情報・通信基盤の整備を促進するとともに、産業はもとより、福祉、医療など市民生活の様々な分野において、プライバシーの保護に留意しながら、ニューメディアを活用した多様な情報ネットワークの構築をすすめる。

また、熊本独自の情報を生産、発信できるような機能を拡充する。

(4) 広域流通拠点の形成

九州の中央部に位置し、中国・東南アジアにも近いという恵まれた地理的条件を生かし、アジアに向けた広域流通拠点の形成を目指す。

このため、流通施設の充実と適正配置、流通情報ネットワークの拡充など、効率的な流通システムを構築し、卸売業をはじめとする流通関連産業の振興を図るとともに、熊本港や熊本空港などの広域流通機能の強化を促進する。

② 活力ある産業活動の展開

(7) 中小企業の振興

本市経済にきわめて大きな比重を占める中小企業が、経営の柔軟性や機動性を発揮し、市場ニーズに対応した企業活動が営めるよう、支援を強化する。

このため、関係諸団体との緊密な連携のもと、人材の育成・確保、経営相談機能の充実、情報機能の強化などに努め、産業構造の変化から生まれる多様なビジネスチャンスを生かせるよう、多角化・融合化を支援する。

また、熊本の歴史と風土に根ざした地場産業の振興・育成に努める。

(1) 魅力ある商店街づくり

消費者ニーズの高度化・多様化に対応し、生活文化や情報の発信地ともなる魅力ある商店街の形成に努める。

中心商店街など拠点の商店街では、特色ある店舗づくり、文化・アミューズメント機能の拡充などを促進するとともに、潤いやふれあいのある商業空間整備をすすめ、広域的な商業・生活文化の拠点としての機能を充実する。

また、近隣商店街では、買物はもとより、日常的な余暇・文化活動の場としての機能充実と環境整備に努める。

(2) 工業の振興

広域的視点に立った工業の適正配置を図りながら、消費生活と密接な関連を持つ食料品をはじめ、電子機器、出版・印刷など、工業の振興を図る。

このため、共同化・協業化などによる経営力の強化を図るとともに技術の高度化、ソフト部門の強化などによる付加価値の高い製品の開発を促進する。

また、新たな工業用地を確保し、集団化を促進するなど、工業立地環境の整備・改善を図る。

(3) 農林水産業の振興

市場性の高い特産物の生産など、都市近郊の特性を生かした付加価値の高い農林水産業の確立を図る。

このため、生産基盤の整備、バイオテクノロジーなどを活用した新技術の開発・普及、情報の提供などによる生産性の向上・省力化をすすめるとともに、意欲ある担い手の育成に努める。

また、卸売市場など流通体制の整備・強化はもとより、特産物のブランド確立や1.5次化の促進などに努めるとともに、市民が農林水産業にふれあい、理解を深める場を拡充する。

(※) 先端技術の導入・活用

工業、農林水産業など多様な分野において、先端技術を積極的に導入・活用し、地域産業の振興・育成を図る。

このため、人材の養成・確保はもとより、研究開発部門の強化や技術移転・技術交流の促進に努める。また、ベンチャービジネスへの支援を強化するとともに、研究開発型などの先端技術企業の立地を促進する。

エ 風格ある文化創造都市を目指して

① 歴史都市の継承

(ア) 歴史的シンボルゾーンの整備

熊本城は、本市を代表する歴史文化遺産として、広く市民や訪れる人々に愛され親しまれている。

この熊本顔である熊本城とその周辺地域を、風格ある歴史都市熊本のシンボルゾーンとして、豊かな歴史資源を生かしながら、総合的に保全・整備し、後世に継承する。

(イ) 史跡・文化財の保全・活用

市内に数多く残る史跡・文化財などを市民共有の貴重な文化遺産として保全・活用し、歴史性豊かな都市を形成する。

このため、歴史的建造物の保全や歴史公園の整備、埋蔵文化財の調査・保存、資料館の整備充実などをすすめるとともに、これらのネットワーク化を図る。

また、伝統芸能・まつりなどの伝統文化を後世へ継承するため、後継者育成などの支援に努める。

(ウ) 個性豊かな都市景観の形成

本市の歴史や自然と調和した個性豊かな都市景観の形成を図るため、民間・行政一体となった取り組みをすすめる。

このため、河川・道路・公園など公共空間の先導的な整備をすすめるとともに、民間への指導・助言に努める。特に、歴史的風情や恵まれた自然などの優れた資源を有する地区については、重点的な景観形成をすすめる。

また、都市景観の形成を目指す市民の自主的なまちづくり活動を支援する。

② 都市文化拠点の形成

(ア) 芸術文化活動の振興

多様な文化志向が高まる中で、市民一人ひとりが気軽に芸術文化に親しみ楽しめるよう、身近な活動の場や拠点的施設の整備、情報の提供や文化的催しの開催などにより、活動や鑑賞の機会を拡充する。

また、質の高い芸術文化の振興とその裾野を広げるため、芸術系教育機関の充実や文化交流の促進、個別活動への支援などに努める。

(イ) 楽しさあふれる生活文化の創造

衣・食・住・遊などの日常生活や、その舞台となる都市空間の中に、個性豊かで楽しさあふれる生活文化を創造する。

このため、ファッション文化の発信地の形成、豊富な農水産物を生かした魅力ある食文化の創造を図る。

また、人々の出会いやふれあいの場となる広場の整備、建築物のデザイン向上などを図るとともに、生活文化施設の充実、まつりやイベントの開催などを促進する。

#### (ウ) 学術・研究の振興

文教都市としての優れた伝統と蓄積、水と緑豊かな生活環境などを生かして、新しい技術や情報、文化が育つ源となる学術・研究の振興を図る。

このため、大学や専門研究機関などの充実はもとより、国内内外からの優秀な人材や研究者などの受け入れ、研究者間の交流などを促進する。

また、産業・学術・行政の連携による研究・開発の促進、優れた研究などへの支援に努める。

#### (エ) 知的生産機能の強化

情報化や経済のソフト化などが進展する中で、都市発展に欠かせない新しい知識や情報の創造と提供を行う機能の強化を図る。

このため、情報サービス、コンサルティング、広告・デザイン、放送・出版など知的生産に関わる産業の導入・育成に努めるとともに、これらを担う多様な人材の育成・確保を図る。

### (4) 構想の推進にあたって

#### ア 市民主体の都市づくり

自らのまちは自らつくるという市民一人ひとりの自治意識のもとで、その創造性・自主性と行政の専門性・計画性があまった市民主体の都市づくりをすすめる。

このため、広報・広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にするとともに、審議会・委員会などはもとより、多様な方法での幅広い市民参加を促進する。

#### イ 行財政の効率的運営

行政機関の弾力的な運営、職員資質の向上など、行政の近代化をすすめるとともに、長期的かつ総合的視点に立った効率的な行財政を運営することにより、行政サービスの一層の向上を図る。

また、高度化・多様化する都市づくりの課題に迅速かつ的確に対応するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し責任を果たしながら、人的・物的資源を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、都市経営の視点に立って都市づくりをすすめる。

#### ウ 都市圏行政の推進

情報化の進展や交通網の整備に伴う生活圈や経済圏の拡大により、都市づくりにおいても広域的な対応が不可欠となっている。

このため、国・県や周辺市町村との緊密な連携のもと、それぞれの特性を生かしながら、広域都市圏としての一体的な振興・発展を図る。また、この圏域を越えて解決を必要とする行政課題にも適切に対応する。

(平成3年3月12日議決)

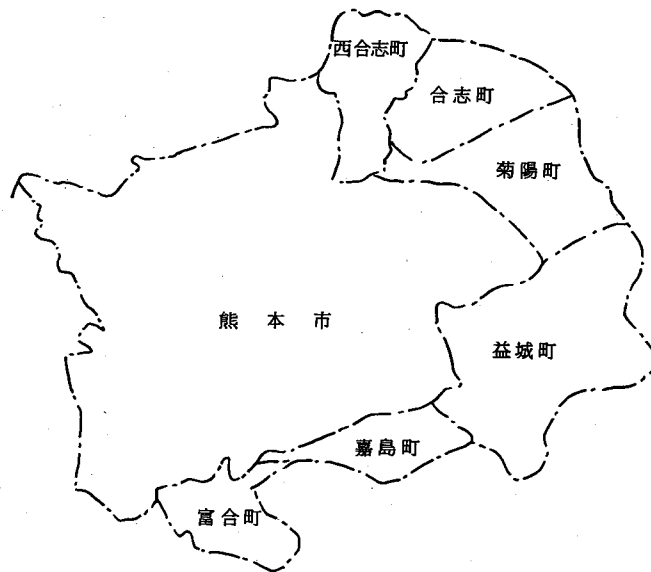
## 6 都市圏行政

### (1) 概 況

熊本市とその周辺の6町との関係は、通勤、通学者の熊本市への流入、買い物やレジャーでの深い関係など、既に一体的な生活圏を形成しており、交通問題をはじめ、上下水道、防災、廃棄物処理等多くの都市問題について、広域的な対応が求められている。現実には、熊本市・菊陽町・合志町の1市2町ですすめられている流域下水道等様々な分野で相互の協力による都市圏行政が推進されている。

今後さらに、熊本都市圏の一体的発展のため、相互の連携を深めて、都市問題に対する広域的な対応をすすめるなければならない。

熊本都市圏の範囲 熊本市及びこれを取り巻く6町



熊本都市圏の人口と面積

(平3.4.1現在)

区 分	熊 本 市	富合町	菊陽町	合志町	西合志町	嘉島町	益城町	6 町 計	都市圏計
人 口(人)	624,598	8,321	24,384	19,536	22,735	7,352	28,765	111,093	735,691
面 積(km <sup>2</sup> )	266.21	19.59	37.57	28.89	24.28	16.66	65.67	192.66	458.87

### (2) 具体的対応

ア 熊本市が既に受託して実施しているもの

し尿処理(嘉島、益城)

伝染病対策(嘉島、菊陽、合志、西合志、益城など3市23町6村)

イ 熊本市が周辺6町に設置しているもの

上水道取水、配水施設(益城、菊陽)

ウ 実施済又は推進中の施策

北部流域下水道

菊陽、合志、熊本市北部地域の広域的下水道を昭和57～平成9年度（昭和63年度一部供用開始）に整備  
 青少年の健全育成

熊本都市圏青少年健全育成連絡会（昭和58年7月発足）による青少年問題に関する情報交換、広報活動  
 を展開

地下水保全対策

昭和59・60年度に熊本地域地下水調査を実施し、これを受けて昭和61年度には、県及び関係市町村によ  
 る熊本地域地下水保全対策会議を設置、更に平成2年度に財団法人熊本地域地下水基金を設立し、広域かつ  
 長期的な保全対策を推進

都市圏企画会議

都市圏の諸問題についての協議の場として随時開催

7 広報・広聴

(1) 広報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員 27名 月1回開催

広報連絡委員（課長補佐）を置き、情報（各課の事業、行事を週報、月報など）の収集及び広報の円滑化  
 を図っている。

委員 165名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 16～24頁 1回の印刷部数 216,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行 B5判 30頁 1回の印刷部数 180部（郵送）

「拡大版市政だより」

毎月1日発行 B4判 16～24頁 1回の印刷部数 32部（郵送）

弱視者向けに作成、配布

「萌」

年3回発行 1回の印刷部数 10,000部

市政の施策を具体的に紹介

「ヒューマンシティくまもと」

年1回発行 印刷部数 10,000部

市政の重要施策の紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKT・TV 毎週日曜日午前11時45分から5分間

「お元気ですか熊本市」

KAB・TV 毎週土曜日午前11時40分から5分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時30分から7時00分の間に15秒（年52回）

毎週水曜日午前10時30分から11時30分の間に15秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に15秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週火曜日午前8時30分から15秒（年52回）

毎週木曜日午後2時から15秒（年52回）

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週木曜日午前8時30分から15秒（年52回）

毎週金曜日午後1時20分から15秒（年52回）

KAB・TV 毎週火曜日午後6時から15秒（年52回）

毎週水曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週金曜日午後9時30分から15秒（年52回）

テレビ年賀

RKK、TKU、KKT、KAB・TV

市長の年頭のあいさつ 1月1日

テレビ特別番組

タイムリー性を考慮し、市政特別番組を随時放映

ラジオ放送

NHKラジオ 随時「ラジオ告知板」に広報資料提供

RKKラジオ 毎週月曜日「ダイヤルワイドきょうも元気」午前9時30分から2分間（年52回）

FM中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間（年52回）

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 70本(年12回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

「時事ファックスニュース」

関係課に送付し、ニュースの中で特に参考になるものは各市町村等関係先に照会・調査する

「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス(TEL 371-4894)150秒以内、5日間に1回内容入れ替え

「行事予定表作成」

月報(毎月20日発行)

週報(毎週木曜日発行)

日報(前日作成)・速報

報道機関、市会議員、各学校、各課、官公庁に配布 500部

市政記者室に掲示

「ビデオ広報」

庁内2カ所と市民センターで、市政番組及びお知らせを中心とした番組を1日4回放映

「広報車等の利用」

広報車(ごんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関(市政記者)との連絡

市長の記者会見及び懇談会

局長との懇談会

部課長によるレクチャー(記者説明)

資料の提供

(注) 記者クラブ加入社(13社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信  
共同通信・KAB

(2) 広 聴

ア 広聴会

市民の市政に対する意見や要望を聴くため、地域の各層や婦人、各種団体との広聴会を開催した。

回数 3回 出席者 延198人

イ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき平成元年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数=55名、構成=一般公募者と各種団体推薦者

任期=1年、謝礼=記念品

○現地視察研修会2回 8施設を見学

第1回 教育センター 扇田埋立処分場 健軍水源地 総合婦人会館・カルチャーセンター

第2回 広域防災センター 西部清掃工場 流通情報会館 川尻下水処理場

○市政研修会 1回

市の予算と重点事業

○職場派遣研修 1回

国際交流室・市民相談課などの合計12課で事業への取り組みを学習

○分科会 4回（各分科会2回ずつ）

第1分科会 テーマ「災害に強い安全なまちづくり」

第2分科会 テーマ「市民みんなが健康に暮らせるまちづくり」

○全体会議 1回

分科会で検討したテーマについて市と意見交換を行う

○モニター意識調査 1回

テーマ「わたしたちの街 わたしたちの暮らし」

○市議会傍聴 1回

市議会本会議の傍聴、市議会の組織と役割についての説明

○随時通信 提出者25人、意見件数55件

ウ 市施設めぐり

年12回実施 下水処理場、清掃工場など市民生活にかかわりの深い施設を見学

一般市民及び親子を対象に実施 参加者 416人



## 8 市 民 相 談

市民相談窓口は、行政サービスの向上を図るため、市民から数多くの要望・苦情などに迅速な対応で処理を行っている。

相談内容は、環境整備などの行政に関する行政相談と税務、法律などの民事に関する特別相談を行っている。

### (1) 行政相談の受付・処理状況

(平成2年度)

項 目	受 付						処 理					
	中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
1 企画広報	企 画											
	そ の 他	1					1	1			1	
	合 計	1				1		1			1	
2 総務	職員の接遇・サービス	4	2				6	4			2	6
	市有財産											
	税 務					3	3	3			3	
	そ の 他	4					4	2		2	4	
	務 合 計	8	2			3	13	9		4	13	
3 市民	地域振興		1				1	1			1	
	交通安全対策	4	1			1	6	3	3		6	
	戸籍・住民票・印鑑登録	1	1				2	2			2	
	保険	2	1				3	1	2		3	
	年金											
	福祉	1	1			1	3	3			3	
	防犯											
そ の 他												
	合 計	8	5			2	15	10	5		15	
4 衛生環境	衛 生	草刈り	6	15	1	6	12	40	40			40
		動物管理		4	2		1	7	7			7
		そ族昆虫	1	2	1	1		5	4		1	5
		保健予防										
		そ の 他	1	3		1		5	2		3	5
		小 計	8	24	4	8	13	57	53		4	57
	環 境	環境保護										
		水質汚濁	1			1		2	1		1	2
		悪臭		3				2	5	2		3
		騒音・振動	1	6	2		1	10	7		1	10
大気汚染		1		1			2	2			2	
緑化推進			1				1	1			1	
	そ の 他	8	4	4	2	2	20	15		1	4	20
	小 計	11	14	7	3	5	40	28		2	10	40
清 掃	ごみ収集		1	1	1	3	6	5			1	6
	不法投棄	2	1	1			4	3			1	4
	簡易浄化槽		1				1	1			1	
	汲取り		1				1	1			1	
	そ の 他	1	1				2	1	1		2	
	小 計	3	5	2	1	3	14	11	1		2	14
	合 計	22	43	13	12	21	111	92	1	2	16	111

総務

項 目	区 分	受 付					処 理							
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	でき ない	その他	計		
5	経 済	産 業 政 策	1					1				1	1	
		観 光	2	2				4	2	1		1	4	
		農 林 水 産		1			1	2	2				2	
		中 小 企 業												
		用 路	浚 渫											
			修 理	1					1		1			1
		水 路	改 良											
			蓋											
		暗 渠	暗 渠											
			工 事 に 付 随											
そ の 他	工 事 に 付 随			1			1	1				1		
	そ の 他	1		1			2	1	1			2		
小 計	計	4	3	1		1	9	5	2		2	9		
そ の 他	計													
6	都 市 道 路	舗 装 新 設		1	1	1		3	2			1	3	
		舗 装 修 理	15	15	7	3	4	44	41	2	1		44	
		砂 利 道 修 理												
		路 側 修 理												
		改 良	1				1	2	1	1			2	
		私 道 整 備			1			1	1				1	
		歩 道		2				2	1		1		2	
		防 護 柵		1	1		1	3	3				3	
		反 射 鏡			1		2	3	3				3	
		区 画 線												
		照 明 燈	2			2		4	4				4	
		街 路 樹	3	2			1	6	3	1	1	1	6	
		清 掃		1	1		1	3	3				3	
		市 道 認 定				1		1	1		1		1	
		境 界			1		2	3	2			1	3	
		占 用 梁	3	1		1	2	7	7				7	
		橋												
		工 事 に 付 随		1		2	2	5	4	1			5	
		そ の 他	2	3		1	4	10	5	1		4	10	
小 計	計	26	27	13	11	20	97	80	7	3	7	97		
側 溝	浚 渫		6	3	1	2	12	11			1	12		
	修 理		1				1	1				1		
	新 設		2			2	4	2	2			4		
	改 良		2		2	1	5	4			1	5		
	蓋	1	5	2	1	2	11	8		1	2	11		
	暗 渠													
	工 事 に 付 随		2		2	1	5	5				5		
そ の 他					1	1	1				1			
小 計	計	1	18	5	6	9	39	32	2	1	4	39		
排 水 路	浚 渫	1		3	1		5	5				5		
	修 理													
	改 良													
	蓋			1			1	1				1		
	暗 渠													
工 事 に 付 随														
そ の 他			1	1		2	2				2			
小 計	計	1		5	2		8	8				8		

区 分		受 付						処 理					
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
項 目													
都 市	公 共 下 水 道	浚 渫			3	1	1	5	5				5
		修 理											
		新 設											
		樹	4		1			5	5				5
		マ ン ホ ー ル	1	3				4	4				4
	受 益 者 負 担 金												
	そ の 他	1	4			3	8	6			2	8	
	小 計	6	7	4	1	4	22	20			2	22	
河 川	清 掃		2				2		2			2	
	改 良		1		1		2	1	1			2	
	工 事 に 付 随					1	1				1	1	
	そ の 他	2	4				6	5	1			6	
	小 計	2	7		1	1	11	6	4		1	11	
建 設	都 市 開 発	開 発 行 為											
		区 画 整 理											
		公 園 ・ 広 場	2	3	2		3	10	9		1	10	
		そ の 他	2	1		1		4	2		1	4	
	小 計	4	4	2	1	3	14	11		2	14		
設 築	建 築 指 導	建 築 指 導		1			1	1				1	
		市 営 住 宅		1	1			2	1			2	
		日 照 権											
		そ の 他		1				1				1	
	小 計		3	1			4	2			4		
	建 設 ・ そ の 他												
	合 計	40	66	30	22	37	195	159	13	6	17	195	
7	教 育	1	3		2		6	4	1		1	6	
8	交 通	4	1	1			6	3	2		1	6	
9	水 道	2	4	2	4	4	16	13	1		2	16	
10	消 防		1		1	1	3	2	1			3	
11	そ の 他 の 市 政			1			1				1	1	
12 市 政 以 外	国	1				3	4	4				4	
	県	3	2	1	3	12	21	13			8	21	
	外 部 機 関 や 団 体					1	1	1				1	
	そ の 他	5	4	2	5	3	19	11	2	1	5	19	
	合 計	9	6	3	8	19	45	29	2	1	13	45	
	総 計	99	134	51	49	88	421	326	29	9	57	421	

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受 付					
累 計	244	14	138	25	421

(2) 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				61	62	63	元	2
税務相談	㊦ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	216	183	273	270	263
人権相談	㊧ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	265	323	326	330	259
登記相談	㊨ 13:00~16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	347	387	407	431	404
法律相談	㊩・㊪ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	808	720	709	707	780
サラ金借付相談	㊫ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	804	730	651	340	379

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から電話により、市民相談課で受付

## 9 総合行政情報システム

### (1) 熊本市電算システム導入基本方針

#### ア 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、

- ① 市民サービスの向上
- ② 行政事務の簡素・効率化
- ③ 行政運営の近代化

を図る。

#### イ システムの概要

- ① 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンライン・システムとして運用する。
- ② データ・ベース・システムを基本構造とする。
- ③ 日本語（＝漢字）情報処理システムを採用する。

#### ウ 利用の方向

- ① 当面の目標 : 住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンライン・データ・ベース・システムの構築
- ② 将来の目標 : 住民情報オンライン・データ・ベース・システム、内部情報オンライン・データ・ベース・システム、地域情報オンライン・データ・ベース・システム及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンライン・データ・ベース・システムにより構成する「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。
- ③ 運用の基本 : 電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア・ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

### (2) 個人情報の保護・セキュリティ対策

#### ア 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

#### イ 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

#### ウ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あらゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

#### エ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

(3) 電算システム適用業務と開始年度

年度	区 分	年度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険(1次)	昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金
昭和61年度	行政基本 人事(1次) 給与(1次) 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険(2次) 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和62年度	人事(2次) 給与(2次) 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 (30業務) 電算システム高度利用調査
		平成3年度	合併に伴うシステム移行 (4業務) 電算システム高度利用調査

(4) 電算システムの構成

- ① 中央処理装置 M-760/4×2台(デュプレックスシステム)

主(内部)記憶容量 A系(住民情報系)48MB

B系(内部情報系)32MB

- ② 補助(外部)記憶装置

磁気ディスク装置 70GB (5GB×14台)

磁気テープ装置 6台

カートリッジ式磁気テープ装置 2台

- ③ 入出力装置

キーボードディスク装置 6台

OCR帳票読取装置 2台

フロッピィディスク装置 1台

本体系ラインプリンター装置 4台

端末装置 254台

端末系プリンター装置 167台

## 10 国際交流

本市は、国際化の進展する中、地方自治体の果す役割と責任の自覚のもとに世界各国との友好親善を積極的に進めている。特に、友好姉妹都市の中華人民共和国桂林市並びにアメリカ合衆国サンアントニオ市、また20数年来にわたり友好関係を深めているドイツ連邦共和国ハイデルベルク市とは幅広い分野に亘り実りある交流を積極的に進めている。

市制100周年に当たった平成元年には、上記3都市からそれぞれ市長はじめ、芸術団一行を招へいし、国際色豊かな様々な記念事業を展開したのに続き、平成2年は水の専門家を含む代表団の参加を得、水資源国際会議を開催し、将来に亘る本市の国際化推進の礎を築いたところである。

### (1) 中華人民共和国桂林市

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立って、両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野にわたる交流と協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

#### 提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行了。

以来、両市の友好交流は、昭和62年の田尻熊本市長並びに鄭義桂林市長の会談を機に、新たな観点から展開され、昭和63年の両市婦人の相互交流、また同年秋には、全国の友好事業で初めての試みとなった農業技術展示会を桂林市で開催し、桂林市はじめ中国全土から大きな反響を呼び両市両国の相互理解を大きく推進させた。

市制施行100周年並びに両市友好都市締結10周年に当たった平成元年は、中国の三大珍獣の一つである金絲猴の九州初公開や秋の記念式典への桂林市長並びに芸術団一行の招へいなど、両市の友好関係を一層促進した。また、昨年は水資源国際会議訪問団の受け入れをはじめ、各種の交流事業を活発に展開したほか、桂林市において、両市友好のシンボル、熊本・桂林友誼館が完成した。

#### 最近の主な交流

平成2年4月	熊本市総合婦人会館・カルチャーセンター落成式訪問団の来熊
6月	水資源国際会議訪問団の来熊
7月～8月	熊本市高校生桂林市友好訪問団の派遣
9月	熊本市民友好の翼の派遣 (熊本市友好訪問団の派遣) (熊本市議会友好訪問団の派遣) (熊本市消防音楽隊の派遣)
	熊本市留学生の派遣
平成3年1月	熊本市友好訪問団(市長一行)の派遣
2月	桂林市合併式典訪問団の来熊
4月～5月	桂林市流通研修生の来熊
4月	桂林市派遣留学生の来熊

4月 国際都市対抗囲碁訪問団の派遣

5月 桂林市報道代表団の来熊

#### 桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の北東部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南面にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約33万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。市内の面積は54平方キロメートルで、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19℃と温和で、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

## (2) アメリカ合衆国サンアントニオ市

熊本市とサンアントニオ市は、将来への飛躍と発展を期している都市として、昭和62年12月28日、姉妹都市締結し、以来、教育・文化・経済・技術等の各分野における交流を図るため、積極的な各種交流事業に着手したところである。

#### 提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州にある92万の人口とアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、同年9月に市議会、市執行部からなる代表団を同市へ派遣。また、サンアントニオ市より本市の視察のため訪問団が来熊し、両市の姉妹都市について具体的協議を行い、同年12月28日、当時のヘンリー・スネロスサンアントニオ市長を本市に迎え姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、両市は活発な友好交流を展開し、市制100周年に当たった平成元年は、記念式典等にライラック市長一行を迎え両市の友好親善を一層促進した。さらに平成2年は水資源国際会議への参加や少年野球チームの派遣など活発な交流事業が行われた。

#### 最近の主な交流状況

平成2年4月	熊本市総合婦人会館・カルチャーセンター落成式訪問団の来熊
6月	水資源国際会議訪問団の来熊
8月	熊本市少年野球サンアントニオ市親善訪問団を派遣 熊本市の大学生3名をサンアントニオ市へ交換留学生として1年間派遣
9月	サンアントニオ市の大学生2名を交換留学生として1年間受け入れ
10月	熊本商工会議所とともに両市経済交流事業促進調査団を派遣 サンアントニオ日米協会姉妹都市委員会議長の来熊



### サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口90万を擁する全米第9位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。1982年にはレーガン大統領から、「オールアメリカンシティ」の称号を与えられたが、これは現在のサンアントニオ市を高く評価したものである。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光都市であり、特に有名なのは、テキサス独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。又、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、ヘンリーゴンザレスコンベンションセンターは、約7haの敷地に2万5千人を収容し、サンアントニオ市は国際会議都市としても着実な発展をとげている。

### (3) ハイデルベルク市

熊本市とハイデルベルク市とは、20数年來の交流を重ねている。

ツンデル・ハイデルベルク市長の来熊、57年8月の両市市旗の交換、更に58年7月のツンデル市長を迎えての熊本市民の手によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演は、両市間の友好の絆を一段と強固なものにした。

更に、61年2月にはハイデルベルク大学創立600周年を記念して開催された日本週間「熊本の日」参加のため、多くの熊本市民がハイデルベルク市を訪れ、ツンデル市長との桜の苗木の記念植樹や古武道、能など日本の伝統文化を披露、ハイデルベルク市民に深い感銘を与え、同年9月にはツンデル市長一行14名がグリーンピックを參觀した。

また、平成元年10月には、市制施行100周年記念式典参加のため、ツンデル市長並びに伝統舞踊団一行が来熊し、両市の友好関係を深めた。

平成2年に開催された「水資源国際会議」には、水の専門家とともに、ハイデルベルク市議会議員一行が来熊し、本市施策等の視察を行い、経済、文化等各分野に亘る友好関係を一層深めた。今後とも更に密接な両市市民の友好関係を築き、相互理解と友好親善を深めることとしている。

#### 最近の主な交流状況

平成2年6月 水資源国際会議訪問団及びハイデルベルク市議会議員一行の来熊

#### ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点にあり、標高116m、温和な気候に恵まれている。500年間プファルツ侯の宮殿であった古城のふもとのロマンチックな町であり、ドイツで最も美しい町のひとつと言われる。ドイツ最古の大学を通じて町には知的な雰囲気のみならず、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なおすこしのかわりもない。

市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、絵のような美しい屋根の波の上に堂々と聳え、城を訪れる人は、歩く度に多様な城の歴史を見ることができる。又ハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であるが、この大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。産業としては、ハイテク産業、バイオ研究が盛んである。市内には、古い城、古い橋、古い大学など多くの観光名所があり、年間320万人もの観光客が訪れている。

## 11 女性行政

男女平等、個人の尊厳をうたった憲法に基づき、女性も男性も自分の意志で生き方を選択し、社会や家庭をはじめあらゆる分野に共に参加・参画し支えあうことによって、豊かで平和な社会を築くことが必要である。

しかし、「男は仕事、女は家庭」に象徴される性による固定的役割分担意識は、長い歴史の中で形づくられ、それを根本原因とする女性問題は、社会のしくみに今なお存在する問題である。そのため、女性問題の解決に向けては、市民と行政が一体となった粘り強い取り組みが必要である。

そこで、女性行政を具体的により効果的に進めていくために、熊本市女性プランに沿って積極的に施策を推進し、関係部局が連携を密にしながら、全庁的に取り組んで行く。

### (1) 女性にかかわる施策の推進

#### ア 熊本市女性プランの推進

プランの目標達成のために、庁内体制の見直しと強化を進め、施策の進捗状況の把握に努める。また、市民の理解と協力を得るための広報を行う。

#### イ 熊本市女性問題懇話会の運営

プランの着実な推進を図るため、女性問題解決の視点から施策の現状を調査研究し、新たな課題について提言を行う。

委員 15名

開催回数 6回

#### ウ 熊本市女性問題行政推進委員会の運営

プランの具体的な取り組み及び問題点の解決に資するため、相互に連絡調整し、プランの円滑な推進を図る。

委員 19名

開催回数 随時

### (2) 啓発事業の推進

#### ア 婦人週間記念事業の開催

労働省が主唱する「婦人週間」に合わせて、女性の地位向上と男女で共に築く社会づくりへの意識啓発のための講演会等を行う。

#### イ 女性フォーラムの開催

女性を取り巻く身近な課題を取り上げ、女性問題についての市民の意識高揚を図ることを目的に、市民とともに企画・運営した催しを実施する。

#### ウ 啓発誌の発行

女性問題への関心を高めるとともに、地域やグループの活動が円滑に行われるための情報提供を内容とした啓発誌「はあもにい」を発行する。

年2回発行（9月、3月） 各4,000部

(3) 女性の活動の支援

女性の社会参画を促進するとともに、女性自身の意欲と能力向上を目的として、女性の活動を支援する。

ア 女性のネットワークづくりの促進

スポーツ、ボランティア、学習などで自主活動しているグループ間の交流を深め、情報交換をしながら連携の輪を広げることを目的とした自主グループ登録制度を充実させる。さらに、自主グループ交流会や女性のつどいを開いたり、女性問題に関する研修会へ講師を派遣するなどの支援を行い、女性の積極的な町づくりへの参加を促す。

登録グループ数 99グループ（平成3年6月現在）

イ 人材リストの作成

女性の人材育成を図るため、人材リストを作成し、人材の発掘と審議会・委員会等への女性の登用を積極的に働きかける。

登用目標率 30%（平成3年5月1日現在 13.1%）

熊本市総合婦人会館・カルチャーセンター

男女相互の自立と調和ある市民社会の実現に向けて、女性の社会参加の促進（情報提供事業、女性問題啓発事業、女性の自己開発事業、心の健康事業）と市民文化振興（文化交流事業、文化支援事業、文化活動事業）の拠点施設として建設されたものである。会館では、女性問題に係る具体的事業の展開と、また地域文化発展のための様々な事業を行っている。

設置主体 熊本市

所在地 黒髪3丁目3番10号

構造 鉄筋コンクリート4階建（一部5階）

面積 敷地面積 5,701㎡ 延床面積 5,376㎡

工期 平成元年1月～平成2年3月

開館 平成2年4月7日

建設費 2,280,000千円

主要施設 4F 会議室、研修室A・B・C、和室

3F リハーサル室A・B・C、創作アトリエ

2F 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、婦人生活課、消費者センター

1F メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、会館事務室

立体駐車場 64台 駐輪場 80台

施設使用料

施設名 及び使用日		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	
		午前 9 時 から 正 午 ま で	午後 1 時 から 午後 5 時 ま で	午後 6 時 から 午後 9 時 30 分 まで			
メ ホ イ ン ル	平 日	5,000	円	8,000	円	10,000	円
	土曜日、日曜 日及び休日	7,000		10,000		12,000	
多 ホ 目 的 的 ル	平 日	3,000		4,000		5,000	
	土曜日、日曜 日及び休日	4,000		5,000		6,000	
研 修 室	A 室	1,600		2,000		2,000	
	B 室	1,600		2,000		2,000	
	C 室	1,600		2,000		2,000	
和 室		1,600		2,000		2,000	
会 議 室		2,600		3,500		3,500	
食 の ア ト リ エ		1,700		2,300		2,300	
食 品 加 工 室		1,000		1,300		1,300	
創 作 ア ト リ エ		1,300		1,700		1,700	
ス タ ジ オ		800		1,000		1,000	
編 集 ル ー ム		350		500		500	
リ ハ ー サ ル 室	A 室	700		900		900	
	B 室	1,500		2,000		2,000	
	C 室	1,600		2,200		2,200	
ギャラリー (全日)				1,000			
駐 車 場		1 台 1 回 につき		200			

会館利用状況

区 分	メ イ ン ホ ー ル							多 目 的 ホ ー ル							研 修 室 リハ-サル室 食のアトリエ 和 室 会 議 室 等 (13室)	
	集式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ シ ョ ウ ・ 演 奏 会 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	計	集式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ シ ョ ウ ・ 演 奏 会 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	計		
年 度	2	13	146	2	2	51	0	214	3	88	20	3	57	16	187	3,627

利用者状況

区 分	メ イ ン ホ ー ル					多 目 的 ホ ー ル					
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	
年 度	2	27	5	120	62	214	19	8	93	67	187

## 12 消費者行政

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的に各種事業を行う。

### (1) 消費者保護施策（消費者センターの充実）

一般消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する適切な相談、苦情処理を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

#### 相談窓口の強化

- ア 消費生活相談員の配置
- イ センター窓口の他、移動講座、地域講座でも相談に応じる
- ウ 相談事例集の作成
- エ 各種情報の収集

### (2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応し得る消費者の育成を目的に各種講座、セミナーを開催する。

#### ア 消費生活講座

- 春（秋）季消費者セミナー 消費生活に関する基礎的な知識の修得 1期（3カ月）で構成
- 消費生活移動講座 地域住民に対する情報提供、消費者学習、消費生活相談などの啓発活動を効果的に推進する
- 地域消費生活講座 多発する訪問販売やクレジットにからんだ消費者トラブルを未然に防止するため、地域住民を対象として各市民センターで開催
- 消費生活巡回指導 消費者意識の地域浸透を図るため、巡回車くらしのうらおい号で巡回指導する

#### イ 小学生啓発事業

学校教育において消費生活に関する知識を身につけてもらうため、小学生向け啓発読本「かしこい暮らし」を1万部作成し、市内の小学5年生に配布。

#### ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

#### エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から「消費者の日」、昭和63年からは制定20年として毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者、業界、行政による記念事業を行う。

#### オ 消費生活展

消費者が正しい商品知識と自主的な消費行動をもって、かしこい豊かな暮らしを築くことを目的とし、契約・安全性・物価問題等について、消費者団体参加によるパネル、商品展示等を行う。

### (3) 情報の収集提供

#### ア 消費生活情報収集

市民の消費生活に関する意識調査を実施。

#### イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の50店舗を対象に生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表する。

#### ウ 消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及び映画、スライド、ビデオの映写、貸出

### (4) 消費者の組織化と活動の助長

既存の団体の組織活動を援助し、講座受講生あるいは団地や地域などを対象に新たなグループの組織化と自立の促進

### 1 3 職 員 研 修

(平成2年度)

#### (1) 研修受講人員

区 分	自主研修	職場研修	研修所研修	派遣研修	合 計
延人員	211	2,621	2,945	299	6,076

#### (2) 自主研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
通 信 教 育	全 職 員	3 回	人 員 154 (修了者)	日 数 2~10 カ月	月 期 1~12	教養コース、階層別コースほか 実施校……産業能率大学、日本経営協会ほか
職 員 提 案	全 職 員	—	件 数 35	—	4~3	本市の事務事業に関する職員の提案を奨励することにより、市政に対する職員の参加意識の高揚を図る。
社 内 誌 編 集 実 務 研 修	研修くまもと編集員	2	4	3	1	派遣先……日本経営協会 研修くまもと編集員の能力向上
英 会 話 研 修	全 職 員	1	36	16	9~12	今後益々盛んになるであろう国際交流に対処するとともに、自己啓発研修の一環として行う。 講師……外部講師
中 国 語 研 修	全 職 員	1	3	47	10~3	同 上
ド イ ツ 語 研 修	全 職 員	1	14	12	9~12	同 上

#### (3) 職場研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
保 育 所 研 修	保 母	37 回	650 人	1~5 日	4~3 月	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る。(派遣研修含む) 講師……外部講師
保 健 婦 研 修	保 健 婦	12	571	1	1	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る。 講師……内部講師・外部講師
用 地 研 修	全 職 員	3	5	5	7. 11	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上を図る。(派遣研修含む)
職 場 集 合 研 修	全 職 員	10	1,395	1	4~3	各課の実情に応じてそれぞれの職場において実施する。 講師……外部講師

(4) 研修所研修

研 修 名		対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
基	新規採用 職員研修	一 般 行 政 務 職 員 及 び 医 療 職 ・ 看 護 婦	回 1	185 人	日 22	月 4	対象 220人 公務員としての自覚と意識の確立を図り、職務遂行に必要な実務の基礎知識の習得と、職場への適応力、市職員としての心構えを養成する。 特に接遇（礼儀）の向上、自主自立（律）精神の涵養、心身の鍛錬に重点を置くとともに常に問題意識を持って自ら行動する職員を育成する。 講師……主に内部講師
		一 般 行 政 務 職 員 及 び 医 療 職 ・ 看 護 婦	1	22	13	5	
		一 般 行 政 務 職 員 及 び 医 療 職 ・ 看 護 婦	1	13	11	10	
	フ ォ ロ ー 研 修 I	前 期 採 用 職 員	3	207	3	6～8	配属後2カ月余り経過しようとしている新採用職員に、実務体験を基にした自己目標の振り返りを行い、再度自己目標の設定を図る。また、合宿研修を行うことにより、更に強い職員相互の連帯意識の醸成を促す。
		後 期 採 用 職 員	1	13	1	12	採用後2カ月余り経過しようとしている新採用職員に、実務体験を基にした自己目標の振り返りを行い、再度自己目標の設定を図らせ、公務員としての自覚を促す。
	フ ォ ロ ー 研 修 II	4月1日付の新規採用職員 (業務職員を除く)	3	127	2	10	採用後半年を経過しようとしている新採用職員の実務体験をふまえ、公務員として仕事を進めていくうえでの基本的知識を習得させる。
	業 務 職 員 研 修 第 I 部	業 務 職 員 (採用後6年目)	1	15	2	7	市職員としての基本的知識を再認識し、公務員としての意識の高揚を図る。
	業 務 職 員 研 修 第 II 部	業 務 職 員 (昭和50年度採用された者)	1	22	2	8	市職員としての役割と職場生活について考え業務遂行の中核としての意欲向上を図る。
	業 務 職 員 研 修 第 III 部	業 務 職 員 (昭和37年度、42～43年度採用された者)	3	78	2	1	公務員として、また組織人としての自覚を深め、今後の職場生活を考えると同時に、業務遂行の意欲向上を図る。
	研	吏 員 研 修 第 I 部	主 技 事 師	3	117	4	10.11
吏 員 研 修 第 II 部		主 技 事 師	5	168	5	7.8.9	中堅吏員としての市行政のあり方と、今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに、高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う。 講師……内部講師及び外部講師
修	吏 員 研 修 第 III 部	満40歳以上55歳以下の 一般行政職員	3	93	2	11.12	中堅職員として自己の役割、立場を再認識させるとともに、後輩職員を指導する中心的役割を担う職員であることを自覚させ、今後の職場生活の活性化を図る。
	係 長 研 修 第 I 部	新 任 係 長 職	3	92	5	7	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る。 講師……内部講師及び外部講師
	係 長 研 修 第 II 部	現 任 係 長 職	4	85	2	9.10.11	監督者として必要な知識及び技能を修得することにより、実践的な職務遂行能力を図る。 講師……外部講師
	課 長 補 佐 研 修 第 I 部	新 任 補 佐 職	3	76	3	5.6	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する。 講師……内部講師及び外部講師
	課 長 補 佐 研 修 第 II 部	現 任 課 長 補 佐 職	4	77	2	5.9.10	監督者として必要な知識及び技能を修得することにより、実践的な職務遂行能力を図る。 講師……外部講師
	課 長 研 修 第 I 部	新 任 課 長 職	3	54	3	5.8	行政における組織の合理的、能率的な管理の知識・技術を習得させ、管理者の人格及び実践的管理能力の行政運営における重要性を理解させる。 講師……外部講師

総務

研 修 名		対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 時 期	内 容
基本 研修	課長Ⅰ研修部	現任課長職	2	32人	2日	5.7.8月	現代の環境の変化を理解し、実践的な管理能力の向上を図るため問題形成能力を醸成しOJTのノウハウを修得する。 講師……外部講師
	部長研修部	部長職	1	31	2日	5	地方行政の企画決定及び運営に直接携わるトップマネジメント層に要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する。
実 務 研 修	接 遇 研 修	全 職 員	20	632	1日	7～11	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えるとともに、対応のあり方について習得する。 講師……外部講師（日本経営協会等）
	文書事務研修	全 職 員	1	48	2日	7	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う。 講師……内部講師
	行政法研修	全 職 員	1	29	h 28	11.12	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う。 講師……熊大教授
	地方自治法研修	全 職 員	1	40	h 15	9	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る。 講師……熊大教授
	地方公務員法研修	全 職 員	1	28	h 15	11	地方公務員法の理念・性格及び具体的内容を現行公務員制度の関連において理解することにより、地方自治の本旨実現のために果たすべき役割の自覚を促す。 講師……内部講師
	民法研修	全 職 員	1	27	h 30	2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う。 講師……熊大助教授
内部 講師 養成 研修	JST 指導者養成研修 (標準課程)	研修所が指定したもの	1	1	8日	11	派遣先……日本経営協会 「JST指導者養成課程」
	接 遇 指 導 者 養 成 研 修	研修所が指名したもの	1	2	3日	7	派遣先……公務研修協議会
そ の 他 の 研 修	ファミリ ー ト レ ー ニ ン グ	全 職 員	1	31	3日	10～3	課（組織＝ファミリー）を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する。 講師……外部講師（組織能力開発センター）
	職員講演会	全 職 員	3	600	h 2	10.12.2	「マラソンから学んだこと」 君原健二氏 「平和主義について考える」 杉原泰雄氏 「外国人から見た日本」 春遍雀来氏



## (5) 派遣研修

研 修 名	場 所	人 員	期 間
海 外 派 遣 研 修	スイス、西ドイツ、イタリア、 オーストリア、スペイン、フラ ス、スウェーデン、米國、カナダ	4 人	14日程度
都 市 派 遣 研 修	(1) 大阪市、京都市ほか	22	3 日
	(2) 大阪市、広島市ほか	24	3 日
	(3) 佐賀市、鳥取市ほか	13	2～3日
	(4) 習志野市、府中市ほか	8	3 日
自 治 大 学 校 (1 部)	東 京 都	1	6 カ月
(2 部)		1	3 カ月
市 町 村 ア カ デ ミ ー	千 葉 市	20	4～10日
本 省 派 遣 研 修	厚 生 省、中小企業庁ほか	2	1～2年間
大 学 研 究 生	熊本大学医学部・教育学部	3	1年間
各 課 派 遣 研 修	東 京 都 ほ か	155	1～31日
そ の 他 の 派 遣 研 修	熊本(熊日経営セミナー)	46	2 h

総務

14 選 挙

(1) 永久選挙名簿登録者数

(平3.4.13現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	碩台小学校	1,172	1,651	2,823
	102	信愛女学院幼稚園	979	1,492	2,471
	103	桜山中学校	3,003	2,520	5,523
	104	黒髪小学校	1,637	1,683	3,320
	105	市立高等学校	1,594	1,968	3,562
	106	弓削小学校	1,390	1,559	2,949
	107	龍田小学校	2,683	3,062	5,745
	108	武蔵小学校	2,125	2,407	4,532
	109	楠小学校	2,176	2,583	4,759
	110	麻生田小学校	2,300	2,698	4,998
	111	城北小学校	2,847	1,621	4,468
	112	八景水谷公民館	1,410	1,680	3,090
	113	清水小学校	2,247	2,789	5,036
	114	亀井公民館	1,270	1,520	2,790
	115	高平台小学校	3,190	3,732	6,922
	116	银杏学園短期大学	1,472	1,723	3,195
	117	京陵中学校	1,319	1,707	3,026
	118	壺川小学校	1,802	2,340	4,142
	119	京町台保育園	925	1,202	2,127
	120	池田小学校	3,350	3,179	6,529
	121	一一新幼稚園	763	1,145	1,908
	122	一一新小学校	1,947	2,550	4,497
	123	横手保育園	583	791	1,374
	124	慶徳小学校	697	1,055	1,752
	125	熊本市役所	991	1,315	2,306
	126	白川小学校	1,396	1,788	3,184
	127	鎮西高等学校	1,181	1,609	2,790
	128	大江小学校	1,876	1,977	3,853
	129	九州学院	1,248	1,812	3,060
	130	託麻北小学校	2,176	2,320	4,496
	131	託麻東小学校	3,031	3,368	6,399
	132	託麻西小学校	2,549	2,792	5,341
	133	日赤健康管理センター体育館	1,706	1,919	3,625
	134	清水北老人憩の家	1,026	1,246	2,272
	135	上熊本老人憩の家	681	835	1,516
	136	託麻市民センター	1,168	1,255	2,423
	137	榆木小学校	1,884	2,268	4,152
	138	託麻南小学校	1,553	1,698	3,251
	139	宝積寺公民館	1,492	1,701	3,193
	140	西戸島団地第2集会所	1,198	1,320	2,518
	141	西里保育園	1,003	1,164	2,167
	142	五丁保育園	971	1,111	2,082
	143	明德体育館	747	842	1,589
	144	北部総合支所	1,575	1,784	3,359
	145	北部東小学校	2,235	2,555	4,790
	146	下南部公民館	1,030	1,088	2,118
		小計	75,598	86,424	162,022
2	201	五福小学校	968	1,415	2,383
	202	花園公民館	1,673	2,122	3,795
	203	花園小学校	2,944	3,369	6,313
	204	岳林寺	1,571	1,884	3,455
	205	城西小学校	2,948	3,655	6,603
	206	春日小学校	1,831	2,283	4,114
	207	春日保育園	811	1,082	1,893
	208	古町小学校	1,422	1,899	3,321
	209	花陵中学校	2,201	2,847	5,048
	210	白坪小学校	1,938	2,224	4,162
	211	池上小学校	1,995	2,420	4,415
	212	城山小学校	2,737	3,195	5,932
	213	松尾東小学校	360	395	755
	214	松尾西小学校	566	614	1,180

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	215	松尾北公民館	111	127	238
	216	小島小学校	1,063	1,270	2,333
	217	有明保育園	270	270	540
	218	中島小学校	725	872	1,597
	219	二番公民館	820	931	1,751
	220	城南中学校	1,937	2,795	4,732
	221	川尻小学校	1,708	2,088	3,796
	222	力合小学校	2,168	2,462	4,630
	223	日吉小学校	3,345	3,869	7,214
	224	森下保育園	1,201	1,385	2,586
	225	向山小学校	1,751	2,173	3,924
	226	世安公民館	1,388	1,669	3,057
	227	本荘小学校	1,316	1,790	3,106
	228	春竹小学校	2,735	3,482	6,217
	229	事業内高等職業訓練校	1,798	2,050	3,848
	230	託麻中学校	2,919	3,365	6,284
	231	田迎南小学校	2,132	2,426	4,558
	232	御幸小学校	2,905	3,405	6,310
	233	薄場団地集会所	1,066	1,253	2,319
	234	城南小学校	736	847	1,583
	235	高橋小学校	743	850	1,593
	236	河内小学校	1,278	1,475	2,753
	237	中尾商店みかん選果場	844	921	1,765
	238	椎亀集荷場	346	395	741
	239	芳野中学校	584	627	1,211
	240	飽田東小学校	1,857	2,168	4,025
241	飽田南小学校	679	828	1,507	
242	飽田西小学校	1,014	1,200	2,214	
243	中緑小学校	469	563	1,032	
244	銭塘小学校	861	962	1,823	
245	奥古閑小学校	1,410	1,657	3,067	
246	川口小学校	1,058	1,171	2,229	
	小計	67,202	80,750	147,952	
3	301	西原小学校	3,432	3,306	6,738
	302	西原公民館	873	1,016	1,889
	303	菊水学園	1,822	1,710	3,532
	304	託麻原小学校	3,145	3,358	6,503
	305	東水前寺公民館	2,080	2,579	4,659
	306	帶山中学校	1,857	2,098	3,955
	307	帶山小学校	2,751	3,294	6,045
	308	帶山校区第6町内公民館	1,806	2,037	3,843
	309	京塚公民館	1,096	1,381	2,477
	310	尾ノ上小学校	3,390	3,846	7,236
	311	山ノ内小学校	3,313	3,668	6,981
	312	東町小学校	1,990	2,024	4,014
	313	桜木小学校	3,160	3,599	6,759
	314	秋津第2公民館	1,667	1,947	3,614
	315	東野中学校	2,312	2,626	4,938
	316	若葉小学校	2,079	2,529	4,608
	317	泉ヶ丘小学校	1,411	1,750	3,161
	318	泉ヶ丘公民館	1,340	1,714	3,054
	319	健軍小学校	2,192	2,487	4,679
	320	湖東中学校	1,875	2,247	4,122
	321	砂取小学校	2,083	2,765	4,848
	322	熊本県庁1階ロビー	744	944	1,688
	323	画図中央公民館	1,816	2,095	3,911
	324	江津湖団地第2集会所	1,640	1,948	3,588
	325	出水小学校	1,914	2,571	4,485
	326	覚法寺	1,260	1,717	2,977
327	出水中学校	2,479	2,937	5,416	
328	白山小学校	2,306	2,700	5,006	
329	白山保育園	705	911	1,616	
330	月出小学校	3,652	3,831	7,483	
331	健軍東小学校	2,649	2,946	5,595	
332	出水南中学校	1,394	1,632	3,026	
	小計	66,233	76,213	142,446	
	合計	209,033	243,387	452,420	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙施行年月日	昭50. 4.27	昭54. 4.22	昭58. 4.24	昭62. 4.26	平3. 4.21
有権者総数		318,169	340,548	362,884	384,110	440,958
投票者数		229,076	243,010	248,675	255,361	282,185
投票率(%)		72.00	71.36	68.53	66.48	63.99
立候補者数		68	64	64	68	74
定数		52	52	52	52	56
最高得票数		5,618	6,498	6,762	8,645	7,811
当選者最低得票数		2,700	3,206	2,754	3,195	3,194
立候補者最高年齢		68	80	84	73	77
最低年齢		27	30	27	29	26

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第1	第2	第3	全体
参議院議員通常選挙 (選挙区) (昭61. 7. 6)		69.89	69.40	70.18	69.84
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平元. 7.23)		65.90	65.27	66.94	66.07
衆議院議員総選挙 (平2. 2.18)		74.98	74.26	75.24	74.85
熊本市長選挙 (平2.11.18)		48.23	48.63	47.38	48.06
熊本県知事選挙 (平3. 1.27)		27.07	25.22	27.03	26.50
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区) (平3. 4. 7)		51.61	56.18	51.17	52.85
県議会議員一般選挙 (飽託郡選挙区) (平3. 4. 7)		-	-	-	36.85
市議会議員一般選挙 (平3. 4.21)		61.23	70.66	60.13	63.99

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 会	公 明	民 社	共 産	諸 派	無 所 属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2		総得票数	142,298	—	—	—	13,766	—	97,453	253,517
		最高 "	89,553	—	—	—	13,766	—	97,453	—
		最低 "	52,745	—	—	—	13,766	—	97,453	—
		得票率(%)	56.13	—	—	—	5.43	—	38.44	100
		候補者数	2	—	—	—	1	—	1	4
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2		総得票数	68,379	—	—	—	8,685	—	184,918	261,982
		最高 "	34,271	—	—	—	8,685	—	107,047	—
		最低 "	34,108	—	—	—	8,685	—	77,871	—
		得票率(%)	26.10	—	—	—	3.32	—	70.58	100
		候補者数	2	—	—	—	1	—	2	5
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	138,215	64,871	54,964	—	11,200	—	34,704	303,954
		最高 "	41,727	64,871	54,964	—	11,200	—	34,704	—
		最低 "	27,339	64,871	54,964	—	11,200	—	34,704	—
		得票率(%)	45.47	21.34	18.08	—	3.68	—	11.42	100
		候補者数	4	1	1	—	1	—	1	8
熊本市長選挙		総得票数	—	—	—	—	9,571	—	185,625	195,196
		最高 "	—	—	—	—	9,571	—	98,397	—
		最低 "	—	—	—	—	9,571	—	87,228	—
		得票率(%)	—	—	—	—	4.90	—	95.10	100
		候補者数	—	—	—	—	1	—	2	3
熊本県知事選挙		総得票数	—	—	—	—	—	—	105,942	105,942
		最高 "	—	—	—	—	—	—	82,428	—
		最低 "	—	—	—	—	—	—	23,514	—
		得票率(%)	—	—	—	—	—	—	100	100
		候補者数	—	—	—	—	—	—	2	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16		総得票数	109,626	35,113	34,883	—	11,017	—	22,443	213,083
		最高 "	15,687	13,758	12,270	—	11,017	—	8,590	—
		最低 "	11,284	9,779	11,284	—	11,017	—	5,927	—
		得票率(%)	51.45	16.48	16.37	—	5.17	—	10.53	100
		候補者数	8	3	3	—	1	—	3	18
県議会議員選挙 (飽託郡選挙区) 定数 1		総得票数	10,494	—	—	—	1,742	—	—	12,236
		最高 "	10,494	—	—	—	1,742	—	—	—
		最低 "	10,494	—	—	—	1,742	—	—	—
		得票率(%)	85.76	—	—	—	14.24	—	—	100
		候補者数	1	—	—	—	1	—	—	2
市議会議員選挙 定数 56		総得票数	76,102	31,225	30,868	13,070	8,411	—	119,796	279,475
		最高 "	6,999	4,167	4,371	5,188	2,928	—	7,811	—
		最低 "	2,649	2,464	3,638	3,729	2,625	—	323	—
		得票率(%)	27.23	11.17	11.04	4.68	3.01	—	42.86	100
		候補者数	18	9	8	3	3	—	33	74

(注) 国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載  
按分による小数点以下の得票数は省略

総務

## 15 名 誉 市 民

(平3.8.1現在)

### 徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

### 高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

### 細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

### 福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえらばれたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

### 宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

### 堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

### 後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価さ

れている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

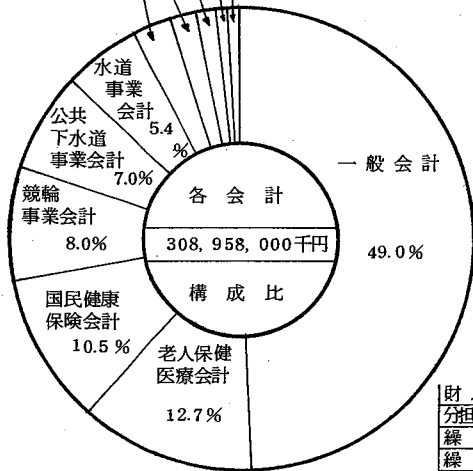
明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。正四位勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

(1) 平成3年度当初予算図表

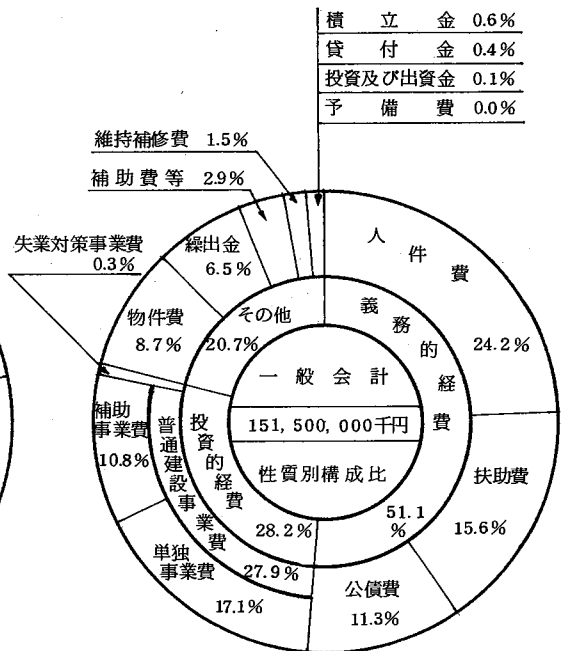
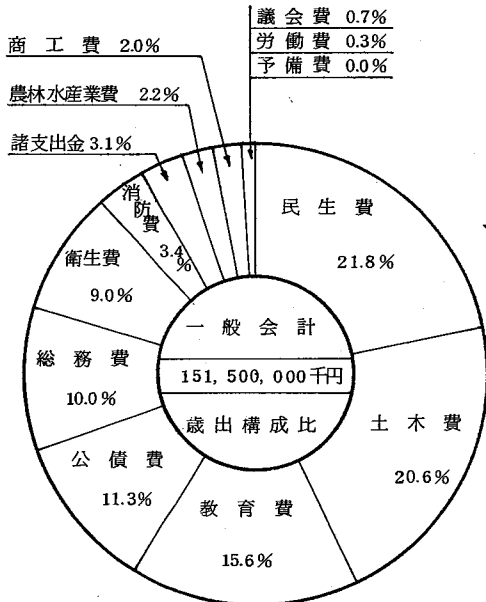
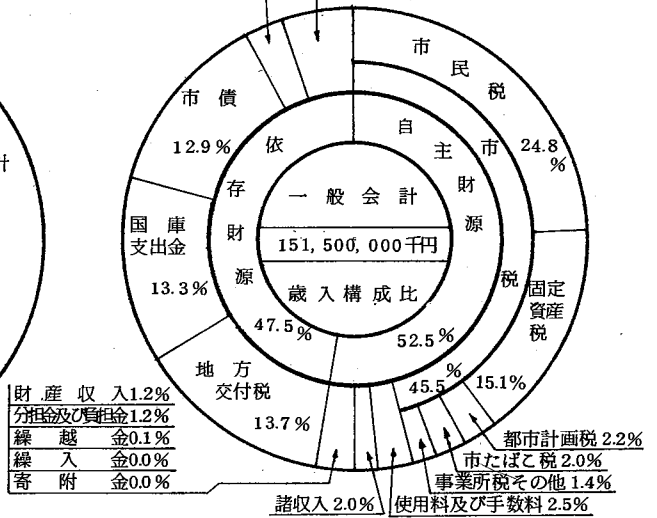
公共用地先行取得事業会計	0.2%
熊本城会計	0.2%
産院会計	0.1%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.0%
高齢者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
酒類製造事業会計	0.0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
住宅改修資金貸付事業会計	0.0%

地下駐車場事業会計	0.5%
産業振興資金会計	1.2%
交通事業会計	2.2%
市民病院会計	2.6%



県支出金 3.1%

地方譲与税	2.2%
利子割交付金	1.7%
自動車取得税交付金	0.4%
交通安全対策特別交付金	0.1%
受託事業収入	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0%





## (2) 予算総括表

(単位 千円)

区分 会計別	3年度当初予算(A)		2年度予算				比較 (A)-(B)	伸率 (A)-(B) (B)
			当初予算(B)		現計予算			
		%		%		%		%
一般会計	151,500,000	49.1	131,500,000	48.6	154,437,840	49.1	20,000,000	15.2
特別会計	125,542,000	40.6	109,315,000	40.4	128,092,888	40.8	16,227,000	14.8
国民健康保険会計	32,548,407	10.5	27,239,800	10.1	30,298,163	9.7	5,308,607	19.5
住宅改修資金貸付 事業会計	19,553	0.0	19,473	0.0	27,601	0.0	80	0.4
障害者住宅整備資金 貸付事業会計	36,991	0.0	37,496	0.0	17,742	0.0	△ 505	△ 1.3
高齢者住宅整備資金 貸付事業会計	100,311	0.0	103,463	0.0	73,591	0.0	△ 3,152	△ 3.0
老人保健医療会計	39,141,364	12.7	32,607,367	12.1	36,455,533	11.6	6,533,997	20.0
交通災害共済事業会計	135,941	0.0	134,623	0.1	135,181	0.0	1,318	1.0
食肉センター会計	242,382	0.1	232,044	0.1	237,109	0.1	10,338	4.5
産業振興資金会計	3,763,000	1.2	3,583,000	1.3	3,583,000	1.2	180,000	5.0
中小企業勤労者 福祉共済事業会計	86,347	0.0	82,173	0.0	85,094	0.0	4,174	5.1
競輪事業会計	24,584,000	8.0	19,134,959	7.1	25,820,040	8.2	5,449,041	28.5
熊本城会計	525,736	0.2	532,516	0.2	630,101	0.2	△ 6,780	△ 1.3
地下駐車場事業会計	1,510,000	0.5	2,520,000	0.9	2,520,000	0.8	△ 1,010,000	△ 40.1
公共用地先行 公取事業会計	684,419	0.2	1,854,554	0.7	1,955,933	0.6	△ 1,170,135	△ 63.1
公共下水道事業会計	21,549,553	7.0	18,895,801	7.0	23,965,081	7.6	2,653,752	14.0
水洗便所改造資金貸付 事業会計	383,015	0.1	392,355	0.1	390,797	0.1	△ 9,340	△ 2.4
住宅新築資金貸付 事業会計	230,981	0.1	224,194	0.1	199,894	0.1	6,787	3.0
(流通業務団地造成) 事業会計	-	-	1,721,182	0.6	1,698,028	0.6	△ 1,721,182	-
一般・特別会計合計	277,042,000	89.7	240,815,000	89.0	282,530,728	89.9	36,227,000	15.0
企業会計	31,916,000	10.3	29,894,000	11.0	31,899,947	10.1	2,022,000	6.8
産院会計	397,312	0.1	401,970	0.2	388,518	0.1	△ 4,658	△ 1.2
市民病院会計	8,154,975	2.6	7,828,526	2.9	8,473,233	2.7	326,449	4.2
酒類製造事業会計	84,080	0.0	-	-	6,250	0.0	84,080	-
水道事業会計	16,571,563	5.4	15,692,305	5.8	16,590,538	5.3	879,258	5.6
交通事業会計	6,708,070	2.2	5,971,199	2.2	6,441,408	2.0	736,871	12.3
総計	308,958,000	100	270,709,000	100	314,430,675	100	38,249,000	14.1

総務

## (3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	3 年 度 当 初 予 算				2 年 度 当 初 予 算			
	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源
1 人 件 費	36,585,200	24.2%	2,435,549	34,149,651	31,156,629	23.7%	2,739,752	28,416,877
2 物 件 費	13,173,642	8.7	2,535,816	10,637,826	10,967,844	8.4	2,426,296	8,541,548
3 維 持 補 修 費	2,305,797	1.5	285,895	2,019,902	2,065,754	1.6	321,932	1,743,822
4 扶 助 費	23,625,122	15.6	16,849,839	6,775,283	21,618,059	16.4	15,837,236	5,780,823
5 補 助 費 等	4,345,286	2.9	466,323	3,878,963	3,825,645	2.9	441,614	3,384,031
6 普通建設事業費	42,234,279	27.9	25,415,572	16,818,707	35,638,234	27.1	21,230,732	14,407,502
補助事業費	16,320,688	10.8	13,028,578	3,292,110	13,631,084	10.4	10,348,057	3,283,027
単独事業費	25,913,591	17.1	12,386,994	13,526,597	22,007,150	16.7	10,882,675	11,124,475
7 災害復旧事業費	—	—	—	—	—	—	—	—
8 失業対策事業費	439,137	0.3	122,505	316,632	548,785	0.4	159,495	389,290
9 公 債 費	17,143,143	11.3	1,385,300	15,757,843	14,117,043	10.7	1,392,400	12,724,643
10 積 立 金	961,008	0.6	861,008	100,000	934,862	0.7	484,862	450,000
11 投 資 及 び 出 資 金	243,031	0.1	—	243,031	287,880	0.2	—	287,880
12 貸 付 金	578,000	0.4	563,000	15,000	570,000	0.4	558,000	12,000
13 繰 出 金	9,796,355	6.5	1,422,237	8,374,118	9,699,265	7.4	1,374,768	8,324,497
14 予 備 費	70,000	0.0	—	70,000	70,000	0.1	—	70,000
合 計	151,500,000	100	52,343,044	99,156,956	131,500,000	100	46,967,087	84,532,913

## (4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
1	市 税	58,709,369	61,346,352	63,531,338	66,329,186	68,872,749	48.5	45.9	46.2	41.6	45.5
2	地 方 譲 与 税	784,340	887,329	2,731,126	3,301,485	3,411,000	0.7	0.6	2.0	2.1	2.2
3	利 子 割 交 付 金	—	445,316	1,132,427	2,667,153	2,560,000	—	0.3	0.8	1.7	1.7
4	自動車取得税交付金	466,989	617,364	671,072	763,770	680,000	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
5	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,656	5,656	5,769	5,769	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	地 方 交 付 税	12,876,467	14,378,113	16,602,886	19,758,660	20,699,000	10.7	10.7	12.1	12.4	13.7
7	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	209,793	172,206	145,066	157,658	160,000	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
8	分担金及び負担金	1,153,423	1,275,514	1,471,410	1,615,497	1,784,590	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2
9	使用料及び手数料	3,188,627	3,428,111	4,209,076	4,169,615	3,823,744	2.6	2.6	3.1	2.6	2.5
10	国 庫 支 出 金	19,265,201	19,483,132	18,033,478	19,805,788	20,135,534	15.9	14.6	13.1	12.4	13.3
11	県 支 出 金	3,651,083	3,872,565	4,025,274	5,155,651	4,637,610	3.0	2.9	2.9	3.2	3.1
12	財 産 収 入	2,183,340	1,410,126	1,863,934	2,039,582	1,788,597	1.8	1.0	1.3	1.3	1.2
13	寄 附 金	17,306	248,845	142,834	12,116	1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0
14	繰 入 金	12,614	459,539	68,999	14,793	10,000	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0
15	繰 越 金	2,339,639	3,623,293	2,935,090	5,256,658	200,000	1.9	2.7	2.1	3.3	0.1
16	諸 収 入	3,616,606	4,004,418	4,320,111	6,551,148	3,111,381	3.0	3.0	3.1	4.1	2.1
17	市 債	12,489,363	18,000,061	15,706,389	21,803,462	19,624,794	10.3	13.7	11.4	13.7	12.9
	合 計	120,969,816	133,657,940	137,596,279	159,407,991	151,500,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
1	議 会 費	799,075	841,024	882,115	938,815	995,269	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7
2	総 務 費	10,784,404	12,691,853	14,913,031	16,555,406	15,215,501	9.2	9.7	11.3	10.8	10.0
3	民 生 費	27,328,196	28,913,850	29,870,189	31,881,494	32,990,718	23.3	22.1	22.6	20.8	21.8
4	衛 生 費	8,169,265	8,588,577	9,754,580	11,158,677	13,645,752	7.0	6.6	7.4	7.3	9.0
5	労 働 費	915,540	751,430	634,259	514,743	439,137	0.8	0.6	0.5	0.3	0.3
6	農 林 水 産 業 費	2,355,118	2,395,181	2,609,947	3,148,258	3,282,132	2.0	1.8	2.0	2.1	2.2
7	商 工 費	3,545,457	4,342,756	4,544,693	4,762,774	2,996,022	3.0	3.3	3.4	3.1	2.0
8	土 木 費	27,565,533	32,646,823	27,986,384	34,486,272	31,197,750	23.5	25.0	21.1	22.4	20.6
9	消 防 費	4,352,085	4,279,889	4,419,076	4,764,994	5,095,318	3.7	3.3	3.3	3.1	3.4
10	教 育 費	14,637,666	17,961,732	17,424,630	23,975,671	23,690,955	12.5	13.7	13.2	15.6	15.6
11	災 害 復 旧 費	8,066	143,863	5,154	122,650	0	0.0	0.1	0.0	0.1	0
12	公 債 費	13,046,158	13,900,669	14,505,833	15,888,422	17,147,843	11.1	10.6	10.9	10.3	11.3
13	諸 支 出 金	3,839,960	3,423,783	4,789,730	5,430,191	4,733,603	3.2	2.6	3.6	3.5	3.1
14	予 備 費	0	0	0	0	70,000	0	0	0	0	0.0
	合 計	117,346,523	130,881,430	132,339,621	153,628,367	151,500,000	100	100	100	100	100

(注) 2年度は決算見込額(旧飽託4町2・3月を含む)、3年度は当初予算額を示す

総務

## (5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	61			62			63			元			2		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	51,866,358	% 9.0	100	53,434,643	% 3.0	103	56,662,854	% 6.0	109	62,982,667	% 11.2	121	74,686,386	% 18.6	144
基準財政収入額	39,865,598	10.0	100	41,064,285	3.0	103	42,895,054	4.5	108	47,068,581	9.7	118	50,726,764	7.8	127
標準税収入額	52,851,521	9.9	100	54,432,794	3.0	103	56,864,102	4.5	108	61,847,723	8.8	117	67,214,189	8.7	127
標準財政規模	64,776,491	9.4	100	66,732,321	3.0	103	70,580,877	5.8	109	78,256,032	10.9	121	90,878,430	16.1	140
財政力指数	0.771			0.767			0.765			0.757			0.701		
実質収支比率(%)	3.3			3.7			2.2			2.3			2.4		
経常収支比率(%)	79.5			77.1			79.7			73.4			73.0		
公債費比率(%)	15.4			16.1			16.2			15.0			15.3		

(注) 2年度は決算見込額(但し旧飽託4町を含む)

17 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税	率	納 期 限	
市 人	均等割	2,500円 (旧4町は平成3年度 1,500円)			
	所得割	課税所得金額	税率	1期 6/1~ 6/30	
		160万円以下	3%	2期 8/1~ 8/31	
160万円超		8%	3期 10/1~10/31		
		550万円超	11%	4期 1/1~ 1/31	
民 法 人	均等割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に 有する事務所等の従業者数の合計数が50人を超 えるもの 年額 3,600,000円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数 の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額 が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数 の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及 び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合 計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 48,000円		○確定申告納付期限 各事業年度終了の日 の翌日から2カ月以内、ただし、税務署 長の承認を受けたものはその承認を受け た期間 ○人格のない社団等で収益事業を行わない もの 公共法人、公益法人で均等割のみ を課されるもの 4月30日	
		法人税割	$\frac{14.7}{100}$		
		均等割	700円		
民 税 人	所得割	課税所得金額	税率	個人市民税と同じ	
		550万円以下	2%		
		550万円超	4%		
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$		1期 5/1~5/31 2期 7/1~7/31 3期 9/1~9/30 4期 12/1~12/31 (注)旧天明町の納期は、平成3年度に限り、 平成3年6月から平成4年3月までの10期	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$		固定資産税と同じ	
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円( 700円) (イ) " 90cc " 1,200円(1,100円) (ウ) " 125cc " 1,600円(1,400円) (エ) ミニカー 2,500円(2,300円) 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円(2,200円) (イ) 三輪のもの 3,100円(2,800円)			

総務

税目	税率	納期限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用5,500円(5,200円) 家用7,200円(6,500円) 貨物用のもの { 営業用3,000円(2,900円) 家用4,000円(3,600円) (ニ) 雪上車 2,400円(2,200円) 3 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業自動車 1,600円(1,400円) (イ)刈取脱穀作業自動車1,600円 (ウ) その他のもの 4,700円(4,300円) 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円(3,600円) (注) ( ) の金額は電気軽自動車等に適用される 税率	5/1 ~ 5/31
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき1,997円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき948円)	毎月末日
商品券発行税	商品券発行額の2%	毎月10日から末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1㎡につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2ヵ月以内

(2) 納税義務者の推移

税目			年度		63	元	2	
			61	62				
市 民 税	個人	普通徴収	均等割のみ	5,085	5,453	7,135	6,771	9,376
			所得割のみ	11,656	12,930	13,791	14,855	13,973
			完全納税者	50,068	51,020	52,406	56,053	55,005
			計	66,809	69,403	73,332	77,679	78,354
	個人	特別徴収	均等割のみ	1,897	1,912	2,907	2,264	3,879
			所得割のみ	16,299	15,694	15,902	15,797	15,589
			完全納税者	110,648	113,284	113,818	113,799	115,459
			計	128,844	130,890	132,627	131,860	134,927
		小計	195,653	200,293	205,959	209,539	213,281	
		法人調定件数	19,753	20,609	21,553	22,412	23,892	
固定資産税	土地及び家屋	131,250	134,061	134,174	137,588	141,297		
	償却資産	(2,849)	(2,988)	(3,064)	(3,165)	(3,314)		
	小計	131,250	134,061	134,174	137,588	141,297		
軽自動車税		148,142	148,284	150,067	150,709	150,407		
合計		494,798	503,247	511,753	520,248	528,877		
対前年	増加数	12,998	8,449	8,506	8,495	8,629		
	伸長率(%)	103	102	102	102	102		

(注) 償却資産に係る( )は土地及び家屋を含む  
平成2年度の軽自動車税は、旧4町分は含まない

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目			年度		元			2		
			調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)		
市 民 税	個人分	普通徴収	8,277,908	7,773,093	93.9	9,083,818	8,430,490	92.8		
		特別徴収	15,138,354	15,110,029	99.8	16,100,112	16,067,488	99.8		
		計	23,416,262	22,883,122	97.7	25,183,930	24,497,978	97.3		
	法人分	12,008,846	11,954,940	99.6	11,582,424	11,403,470	98.5			
	小計	35,425,108	34,838,062	98.3	36,766,354	35,901,448	97.6			
固定資産税	固定資産	土地家屋償却資産	19,747,591	19,239,454	97.4	21,013,333	20,475,021	97.4		
	交付金・納付金		194,349	194,349	100	205,807	205,807	100		
	小計		19,941,940	19,433,803	97.5	21,219,140	20,680,828	97.5		
軽自動車税		369,017	354,015	95.9	383,727	366,671	95.6			
特別土地保有税		117,524	116,557	99.2	234,959	224,906	95.7			
商品券発行税		105,589	105,589	100	115,689	115,689	100			
入湯税		-	-	-	1,705	1,617	94.8			
事業所税		1,538,108	1,530,115	99.5	1,697,741	1,693,798	99.8			
都市計画税		3,096,796	3,017,098	97.4	3,244,174	3,163,399	97.5			
たばこ税		2,611,054	2,611,054	100	2,979,858	2,978,642	100.0			
旧よ 法る に税	たばこ消費税	251,832	251,832	100	-	-	-			
	電気税	279,059	279,059	100	28	28	100			
	ガス税	8,465	8,465	100	-	-	-			
	木材引取税	-	-	-	-	-	-			
合計		63,744,492	62,545,649	98.1	66,643,375	65,127,026	97.7			
滞納繰越分		4,967,047	985,689	19.8	4,910,859	1,202,160	24.5			
総計		68,711,539	63,531,338	92.5	71,554,234	66,329,186	92.7			

## (4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合 数	組合 員数	税 目	調定額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 (B) - (%) (A)	事務費 交付金 (C)	割合 (C) - (%) (A)	事 務 費 交付基準
					件 数	金額(B)				
61	663	39,095	市 民 税	6,588,235	27,881	843,334	12.8	64,614	0.2	
			固定資産税	19,006,038	101,110	2,991,572	15.7			
			軽自動車税	333,414	8,278	20,159	6.0			
			計	25,927,687	137,269	3,855,065	14.9			
62	656	38,965	市 民 税	6,880,564	26,806	873,965	12.7	64,058	0.2	納期内に完納 した市税の 60年度以降は
			固定資産税	20,003,881	96,408	3,011,750	15.1			
			軽自動車税	345,229	8,456	20,924	6.1			
			計	27,229,674	131,670	3,906,639	14.3			
63	641	35,531	市 民 税	7,287,957	24,970	891,431	12.2	62,140	0.2	$\frac{2.4}{100}$ (最高 2,400円) と 領収書 1 枚に つき10円
			固定資産税	21,113,079	85,976	3,033,540	14.4			
			軽自動車税	356,748	8,615	21,379	6.0			
			計	28,757,784	119,561	3,946,350	13.7			
元	597	34,721	市 民 税	8,277,908	23,590	937,129	11.3	61,399	0.2	均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	22,844,387	82,335	3,091,907	13.5			
			軽自動車税	369,017	8,167	20,878	5.7			
			計	31,491,312	114,092	4,049,914	12.9			
2	578	34,685	市 民 税	9,083,818	22,060	1,126,701	12.4	62,010	0.2	
			固定資産税	24,257,507	80,792	3,166,111	13.1			
			軽自動車税	383,727	8,126	21,395	5.6			
			計	33,725,052	110,978	4,314,207	12.8			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む



## 18 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社  
 設 立 年 月 日 昭和39年7月3日  
 目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。  
 事 業 ○市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分  
 ○道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分  
 ○駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分  
 ○前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するための必要な事業  
 役 員 理 事 長 助 役  
 (平3.4.1現在) 理 事 市長公室長 企画調整局長 市民局長 産業局長  
 中小企業局長 保健衛生局長 建設局長  
 都市局長 教育長 消防局長  
 常務理事 総務局長  
 監 事 収入役 副収入役  
 役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。  
 資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）  
 資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。  
 利 率 年9.5%以内（2年据置を含め10ヵ年以内の半年賦及び年賦償還）

総務

### 事 業 実 績

区分	事業名	執行額		備 考
		面積	金額	
平成2年度事業	教育施設	18,897.50 <sup>㎡</sup>	1,565,656,731 <sup>円</sup>	城南中学校分離新設校用地ほか
	福祉施設	36,518.92	1,001,322,944	(仮称)ヒューマンシティ「長寿の里」建設用地
	公園施設	12,997.39	838,224,084	長嶺出口公園用地ほか
	街路施設	1,616.19	134,999,341	国債先行取得都市計画道路3・3・11 船場神水線用地ほか
	衛生・清掃施設	1,570.00	16,155,300	桃尾墓園拡張事業用地
	土木施設	4,330.40	228,965,185	市道花園2丁目、上熊本3丁目第1号線用地ほか
	「公有地拡大推進法」関連施設	3,138.22	202,318,380	都市計画道路3・4・32清水町万石麻生田線用地の代替地ほか
合 計	79,068.62	3,987,641,965		

## 19 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する

基金の額 18,294,087千円（平3.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる（貸付利率 年3分）

## 20 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8カ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

### (1) 建物概要

所在地	手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工期	着工 昭和54年3月17日 竣工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2千万円
財源内訳	基金 62億5千万円 起債 47億3千万円 一般財源 2億4千万円
事業費内訳	建築工事 65億3千万円 設備その他工事 36億6千万円 委託費 5億6千万円 備品費 4億7千万円

### (2) 建物の特色・特徴

#### ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

#### イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望

ロビー等を設置している。

#### ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

#### エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は淡い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

#### オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

#### カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

#### キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

### (3) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地	花畑町9番1号(市役所別館内)
開設年月日	昭和61年1月11日
敷地面積	703.43㎡
建築面積	434.99㎡
延面積	3,401.21㎡(駐車場部分:1,742.96㎡)
構造	鉄骨造 8階建(一部半地下)
建設費	388,000千円
収容台数	740台
利用台数	2年度、延400,170台

## 21 総合支所

総合支所は、平成3年2月1日の熊本市・飽託郡4町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設され、建物は、旧町役場を使用している。

総合支所の組織は、旧町地域住民の幅広い行政ニーズに対応するため、総務課、税務課、市民課、福祉衛生課、経済課、建設課の6課及び河内総合支所管内に芳野出張所を設置し、住民サービスの確保、福祉の向上を図っている。

### (1) 建物概要

	北部総合支所	河内総合支所
所在地	鹿子木町66番地	河内町船津2069番地5
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建
敷地面積	9,294㎡	2,489㎡
建物延面積	3,479㎡	2,766㎡
職員数	65人	59人
	飽田総合支所	天明総合支所
所在地	浜口町104番地	奥古閑町2035番地
構造	木造2階建（一部鉄骨）	木造平家建
敷地面積	1,863㎡	7,426㎡
建物延面積	929㎡	937㎡
職員数	48人	52人

(注)職員数は、平成3年5月1日現在

### (2) 熊本市みかんの里振興センター

みかん農業を中心とした地域経済の振興と住民の生活文化向上の施設として建設されたものであり、分館として果樹試験場記念館がある。

設置主体	熊本市
所在地	本館 河内町船津791番地 分館 河内町船津820番地1
敷地面積	20,203㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート3階建 分館 木造2階建
建物延面積	本館 1,475㎡ 分館 161㎡
総事業費	554,570千円
開館	平成3年6月1日
主要施設	会議室、生活実習室、多目的ホール、展望ホール、事務室

施設使用料

施設名		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間
				午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
本 館	多 目 的	全 面		2,600円	3,400円	3,400円
	ホ ー ル	2分の1		1,300	1,700	1,700
		第 1 会 議 室		1,500	2,000	2,000
		第 2 会 議 室		800	1,000	1,000
		第 3 会 議 室		200	300	300
		第 4 会 議 室		200	300	300
		第 5 会 議 室		200	300	300
		第 6 会 議 室		1,500	2,000	2,000
		第 7 会 議 室		800	1,000	1,000
		生 活 実 習 室		1,000	1,500	1,500

(3) 熊本市天明コミュニティセンター

生涯学習と芸術・文化活動の利用に供するとともに、児童の健全育成を図るために建設されたものである。

設置主体 熊本市

所在地 奥古閑町2035番地

構造 鉄骨2階建一部3階

建物延面積 2,747㎡

総事業費 841,897千円

開 館 平成3年6月15日

主要施設 大ホール(401名)、大会議室(120名)、図書室、和室、視聴覚室、事務室

施設使用料

区 分		時 間	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
ホ ー ル	平 日		3,000円	4,000円	5,000円
	土曜日、日曜日 及び休日		4,000	5,000	6,000
会 議 室			1,300	1,500	1,500
視 聴 覚 室			1,300	1,500	1,500
和 室	A 室		650	750	750
	B 室		650	750	750

